

岡山市特別職報酬等審議会  
参考資料

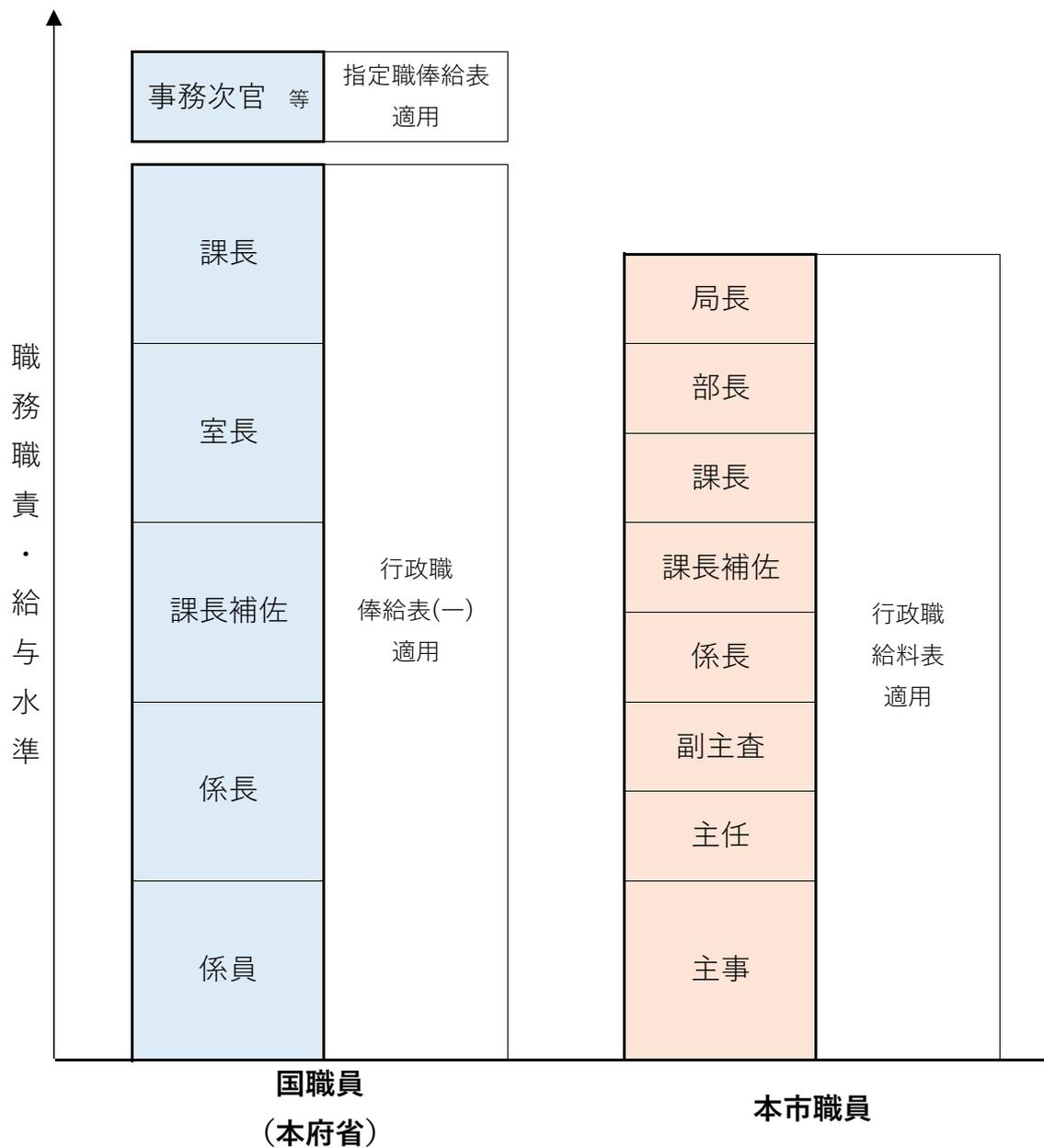
令和8年1月 岡山市総務局人事部

## 目 次 (参 考 資 料)

1. 一般職職員の役職段階のイメージ（行政職） .....	1
2. 岡山市の財政状況[第 27 版]（R7.9） ※抜粋 .....	2
3. 岡山市の財政状況[第 10 版要約版]（H20.6） .....	15
4. 政令指定都市における R 7 年度審議会開催状況（R7.12.1 時点） .....	37
5. 岡山市特別職報酬等審議会の答申書	
(1)平成 4 年 3 月答申 .....	38
(2)平成 8 年 3 月答申 .....	42
(3)平成 20 年 8 月答申 .....	45
6. 岡山市人事委員会勧告の状況 .....	49
7. 教育委員会の法改正関連資料（H27.4・H29.4） .....	50
8. その他関係法令	
(1)地方自治法 ※抜粋 .....	53
(2)市長・副市長等の給与に関する条例 .....	54
(3)岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例 .....	59
(4)特別職の職員の退職手当に関する条例 .....	61

# 一般職職員の役職段階のイメージ（行政職）

※下記は代表的な職名



# 岡山市の財政状況

〔第27版〕

※「岡山市の財政状況」「財政指標の動向」を抜粋



令和7年9月

岡山市財政局財務部財政課

岡山市の財政状況〔第 27 版〕は、原則として次の基準で表記しています。

1. 対 象：地方財政状況調査（決算統計）による普通会計
2. 年 度：令和6年度までは、各年度の決算  
令和7年度は、当初予算
3. 財務書類4表の作成基準：  
平成28年度決算から統一的基準による地方公会計制度により作成  
表記している財務書類4表の会計区分は一般会計等  
（令和6年度決算分は、令和7年度末に公表予定で作成中）
4. 上記以外の基準による場合は、個別に注釈しています。

# 岡山市の財政状況〔第27版〕

将来世代に負担を先送りすることなく、財政運営の健全性を確保した上で、市民福祉の向上とまちの発展を実現していきます

## 1 岡山市の財政状況

(1) 歳入歳出決算の規模は年々増加傾向	・・・	3
(2) 経済の好循環を受け、市税収入は堅調に推移し、過去最高	・・・	3
(3) 堅調な税収等の状況により、実質的な交付税は減見込	・・・	4
(4) 義務的経費の総額は年々増加傾向	・・・	5
(5) 市全体の市債残高は近年ほぼ横ばい	・・・	6
(6) 安定的な財政運営のため基金残高を確保	・・・	8

## 2 財政指標の動向

(1) 経常収支比率、実質公債費比率ともに健全性を維持	・・・	9
(2) 健全化判断比率及び資金不足比率の状況	・・・	10
(3) 他政令市と比較すると、健全化判断比率等は上位	・・・	11

## 将来世代に負担を先送りすることなく、財政運営の健全性を確保した上で、市民福祉の向上とまちの発展を実現していきます

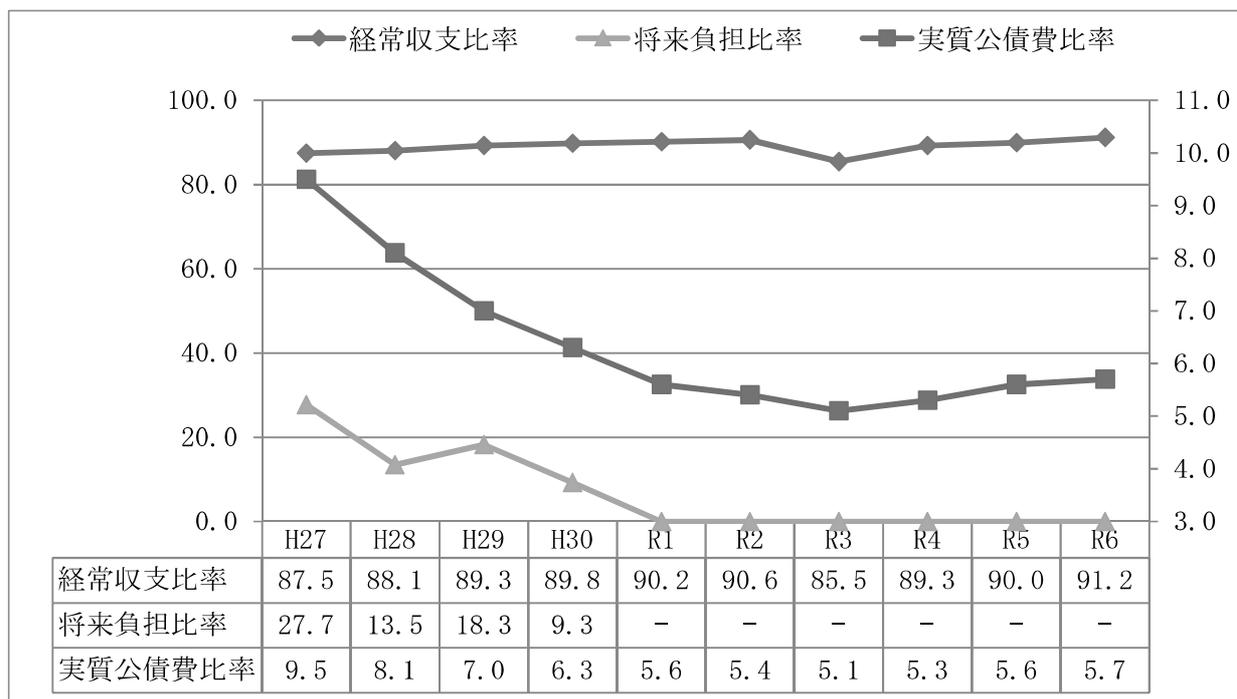
岡山市では、積極的に行財政改革を進めてきた結果、財政指標は総じて健全に推移しているところです。

しかし、激甚化・頻発化する自然災害への対応としての防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、子ども・子育て施策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等、重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

このため、将来世代に負担を先送りすることがないように、財源調整のための基金の残高を一定程度保ち、市債の残高や指標にも留意しつつ、財政運営の健全性を確保した上で、『岡山市第六次総合計画』に基づく各般の政策を推進し、基本目標である「未来へ躍動する 桃太郎のまち岡山」の実現に向けて都市の持続的な発展を財政面で支えていく必要があります。

### 各種財政指標の状況

(※) 実質公債費比率は、右軸値で示しています。



経常収支比率：財政構造の弾力性を示す指標。比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。

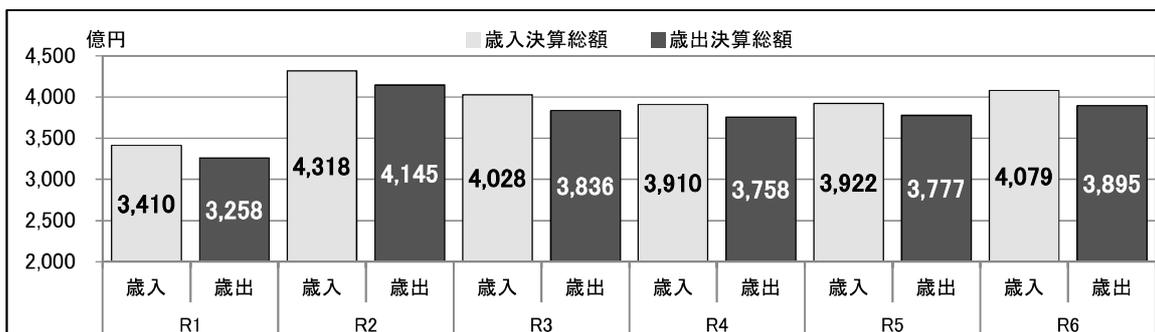
将来負担比率：収入に対する負債現在高の割合。比率が低いほど将来の負担が少ないことを示します。

「-」は、充当可能財源等（基金等）が、将来負担額（地方債現在高等）を上回ることを示します。

実質公債費比率：収入に対する負債の返済割合。比率が低いほど財政を圧迫しないことを示します。

# 1 岡山市の財政状況

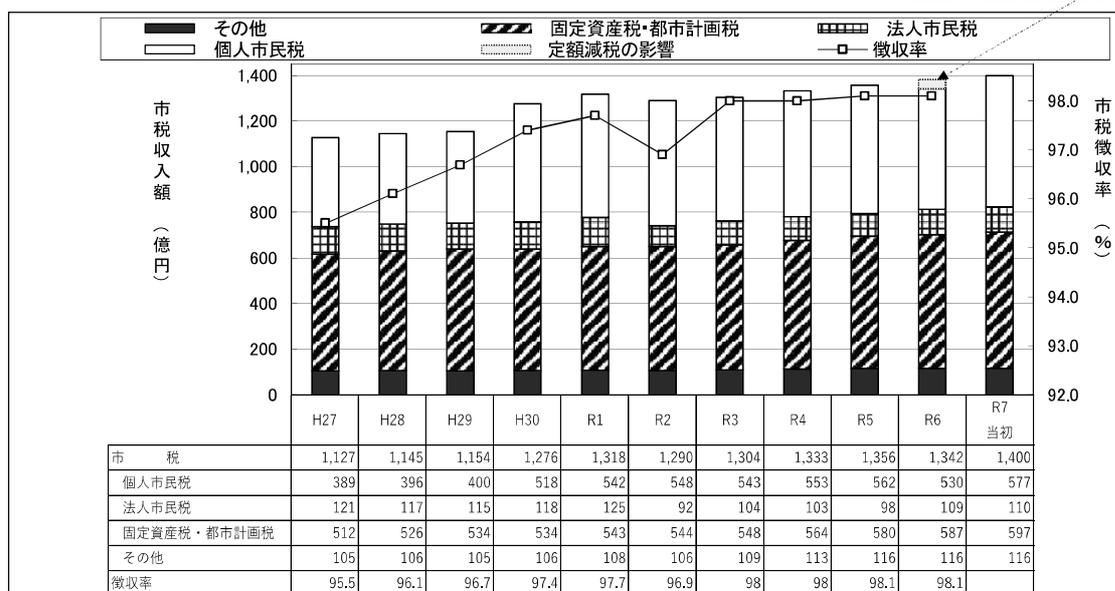
## (1) 歳入歳出決算の規模は年々増加傾向



岡山市の財政規模は、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費、子ども・子育て支援新制度など福祉関係経費、市有施設の長寿命化などにより年々増加の傾向にあります。特に、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症対策経費等により増加しており、なかでも令和2年度は特別定額給付金（歳入712億円）のため大きく増加しています。

定額減税の影響分(40億円)を加えると、市税は1,382億円と過去最高。

## (2) 経済の好循環を受け、市税収入は堅調に推移し、過去最高



### 【市税収入は市収入の約3割】

・市税収入は、市の収入全体の約3割を占める重要な財源です。令和元年度までの増収傾向から令和2年度は法人市民税の税率引き下げや新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予特例の適用などにより減収となりましたが、令和4年度、令和5年度と2年連続で過去最高となりました。令和6年度は、令和5年度を下回りましたが、定額減税の影響分(40億円)を加えると、過去最高となります。

### 【市税徴収率は令和3年度の水準を維持】

・令和2年度は徴収猶予特例の影響により低下していましたが、令和3年度以降は回復し、令和6年度も同水準を維持しました。

### 【市税収入等の安定的な確保に向けて】

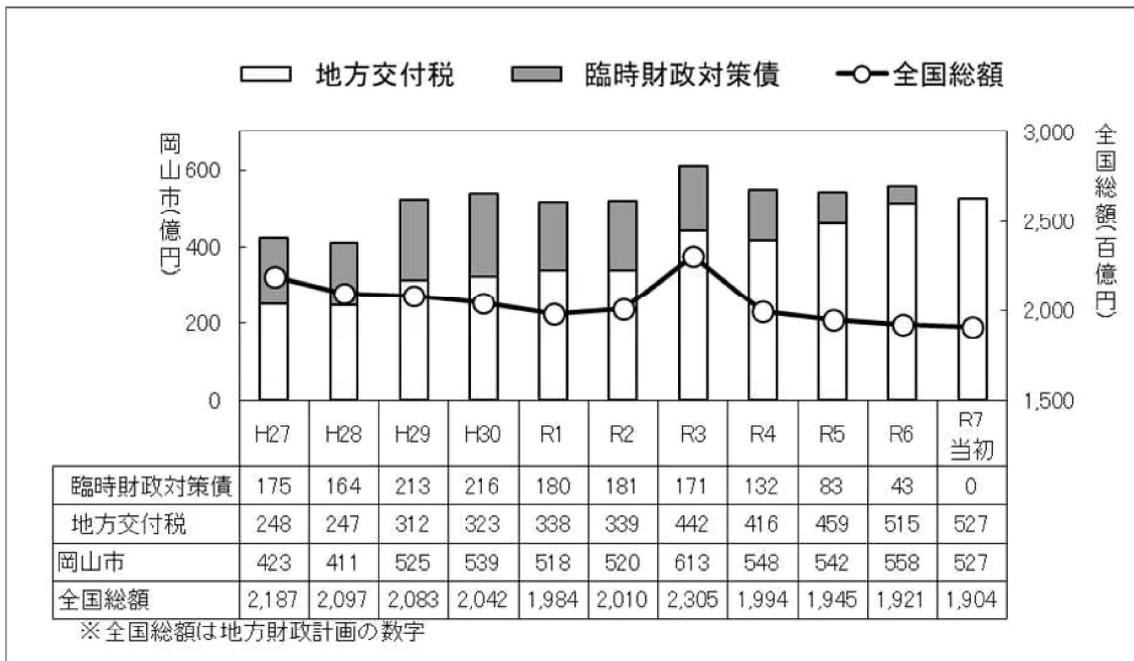
・高齢化の進行に伴う社会保障費の増加や、生産年齢人口の減少による税収減等が懸念される中、市民生活の向上と活力ある都市づくりを推進するために、確実な市税の徴収はもとより、あらゆる収入の確保に努めます。

### (3) 堅調な税収等の状況により、実質的な交付税は減見込

地方交付税は、国税の一部を地方公共団体に再配分することにより、地理的・社会的な条件や税収が大きく異なる地方公共団体において、住民が一定水準の行政サービスを受けることができるよう、財源の調整と保障を行うものです。

岡山市における臨時財政対策債を含めた実質的な交付税の推移は、次のとおりです。

実質的な交付税の推移



#### 【地方交付税の推移】

- ・平成29年度から、県費負担教職員制度の権限移譲に伴う人件費の増加について、交付税措置されたことにより増加しました。
- ・令和3年度から令和6年度は、国税収入の増額補正に伴う地方交付税の再算定があり、特に令和3年度は臨時財政対策債の償還に要する経費（71億円）が特例で追加措置されたことにより大きく増加しました。
- ・令和4年度以降は、国税収入の堅調な伸びにより、臨時財政対策債への振替が減少し、地方交付税が増加しています。
- ・令和7年度当初予算では、国の地方財政計画に対応して地方交付税額の増加を見込んでいます。

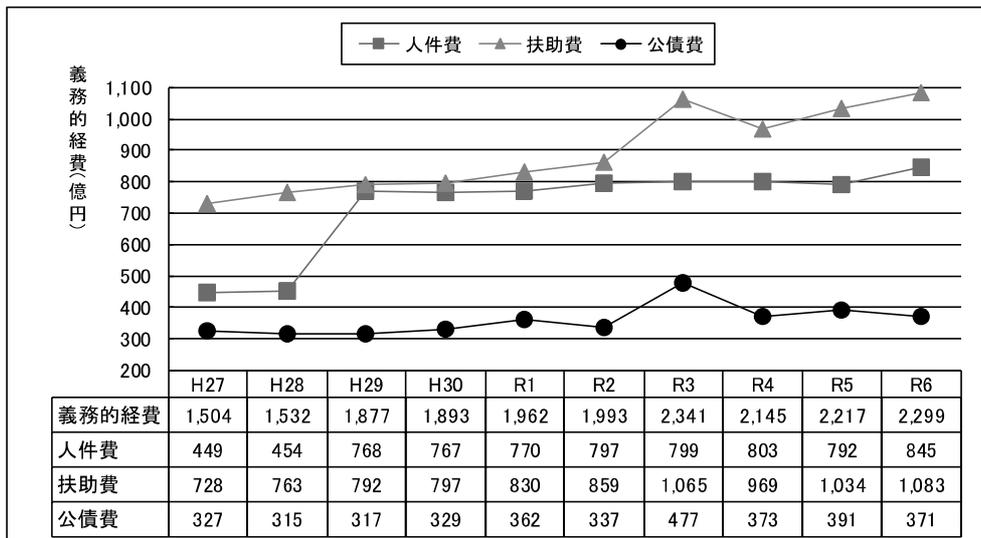
#### 【臨時財政対策債の推移】

- ・臨時財政対策債は、財政力の高い団体ほど普通交付税からの振替が多くなる傾向がありますが、近年は、国税収入の堅調な伸びにより、臨時財政対策債への振替が減少しています。
- ・令和7年度当初予算では、国の地方財政計画における臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額ゼロとなっています。
- ・臨時財政対策債は、国が後年度に償還額全額を補てんすることとなっていますが、市債の借入抑制や残高削減の取組の支障となるため、引き続き発行額ゼロが継続されるよう、国に要望していきます。

#### (4) 義務的経費の総額は年々増加傾向

義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費のことです。これらの経費は性質上、支出がほぼ義務付けられているため、歳出総額に占める義務的経費の割合が高くなれば、政策的な経費に充てる財源に余裕がなくなり、地域の特性を活かした市民サービスの提供にも影響を与えます。

義務的経費の推移



##### 【人件費は地方公務員制度の改正による定年引上げ対象者の退職手当により増加】

- ・平成29年度から、県費負担教職員制度の権限移譲により大きく増加しました。
- ・令和2年度は、会計年度任用職員制度の導入等により増加しました。
- ・令和5年度は、地方公務員制度の改正による職員の定年引上げに伴い、定年退職者が生じず退職手当が減少したことなどにより、人件費が減少しました。
- ・令和6年度は、給与改定のほか、令和5年度の定年引上げ対象者の退職に伴い退職手当が増加したことなどにより、人件費が増加しました。

##### 【扶助費は子育て支援の拡充などにより増加傾向】

- ・平成30年度の指定難病医療費の県からの権限移譲、令和元年度の幼児教育・保育の無償化、令和3年度は、子育て世帯への臨時特別給付金などの新型コロナウイルス感染症の影響などにより増加となりました。
- ・令和6年度は、物価高騰重点支援給付金などの物価高騰対策関連経費が減少した一方で、子どものための教育・保育給付費や児童手当、子ども医療費の増などにより増加しました。

##### 【公債費は前年度より減少】

- ・市債返済を行う公債費は、後年度における公債費負担の軽減を図るため、令和元年度より臨時財政対策債の繰上償還を実施しております。
- ・令和6年度は、引き続き繰上償還を実施した一方、市民病院の独立行政法人への移行に係る市債の償還が令和5年度で終了したことや臨時地方道整備事業債に係る元利償還金が減少したことなどにより減少しました。

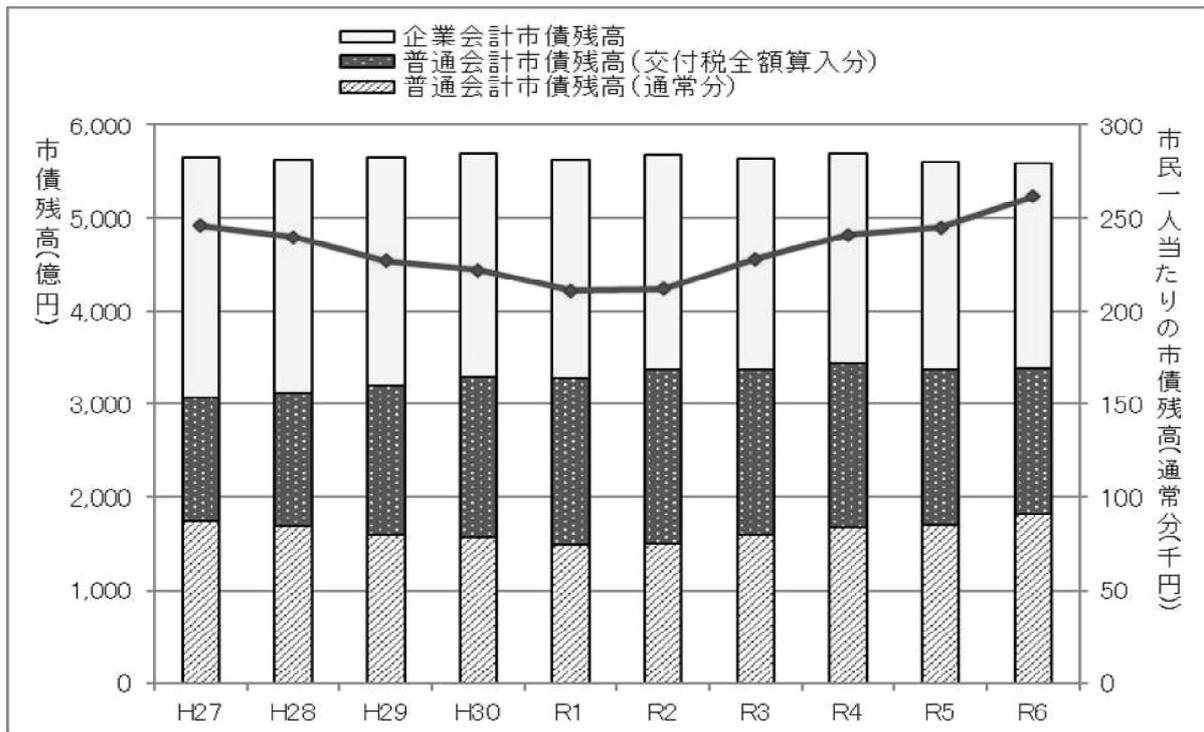
## (5) 市全体の市債残高は近年ほぼ横ばい

普通会計における市債残高については、通常分は新庁舎の整備や公共施設等の老朽化対策・再整備などにより増加した一方で、地方交付税から振替えられた臨時財政対策債の繰上償還により交付税全額算入分は減少しています。

企業会計における市債残高については、市債発行を抑えることで減少しています。

これにより、市全体の市債残高は、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

### 岡山市の市債残高の推移



区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市債残高(億円)	5,659	5,630	5,660	5,700	5,640	5,690	5,654	5,695	5,605	5,599
普通会計市債残高	3,074	3,121	3,207	3,290	3,280	3,369	3,377	3,438	3,378	3,389
(通常分)	1,741	1,696	1,604	1,570	1,493	1,502	1,599	1,683	1,704	1,819
(交付税全額算入分)	1,333	1,425	1,603	1,720	1,787	1,867	1,778	1,755	1,674	1,570
企業会計市債残高(億円)	2,585	2,509	2,453	2,410	2,360	2,321	2,277	2,257	2,227	2,210
市民1人当たり市債残高(通常分:千円)	246	240	227	222	211	212	228	241	245	262

※「通常分」は、元利償還金の全額が地方交付税に算入されるものを除いたもの。

※「市債残高」は、満期一括償還地方債の償還のために市債調整基金に積立てた額を除く。

※ 市民1人当たり市債残高は、住民基本台帳(外国人住民数を含む)で算出

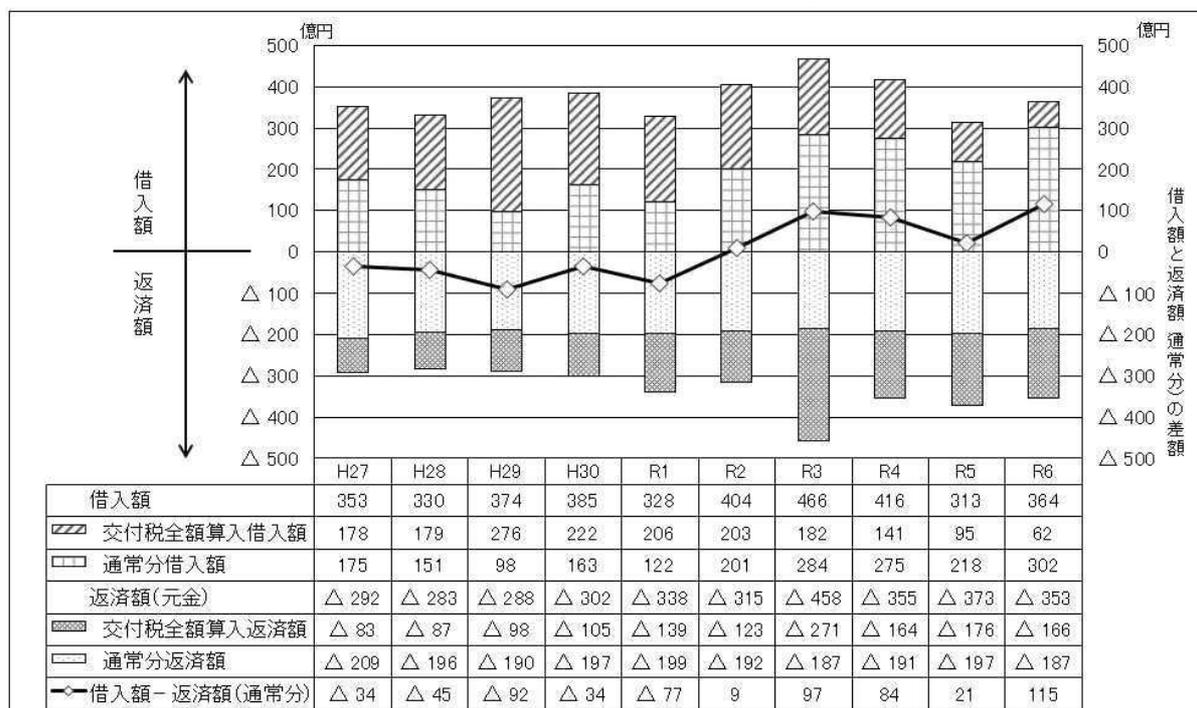
### 【市民1人当たり市債残高(通常分)は令和6年度末で262千円】

- ・市債残高は、平成27年度末の5,659億円と比べると、令和6年度末では60億円減少しています。
- ・市債残高(通常分)を市民1人当たりにすると、令和6年度末で262千円になります。

## 【市債（通常分）の借入額は増加】

- ・借入額は、平成8年度に425億円となり、その後は300億円前後で推移してきました。
- ・平成18年度から150億円程度に、平成21年度から政令指定都市移行による事業量増加を加味して200億円程度を目安に借入額を抑制してきました。
- ・令和2年度以降、老朽化施設の更新・長寿命化や岡山芸術創造劇場整備等を行ったことなどにより増加しています。令和6年度は、新庁舎整備や学校特別教室空調設備整備等で増加していますが、借入にあたっては、元利償還金が交付税で措置される有利な地方債を活用しています。
- ・引き続き、財源確保の工夫により、健全な財政運営を堅持し、可能な限り将来世代に負担を先送りしないように努めてまいります。

### 普通会計の借入額・返済額の推移



(注) 返済額は、満期一括償還地方債の基金積立金を合わせた額

## 【借入額>返済額】

・令和6年度 借入額 364億円 > 元金返済額 353億円 → 市債残高 11億円増加

うち通常分 借入額 302億円 > 元金返済額 187億円 → 市債残高 115億円増加

※通常分とは、元利償還金の全額が地方交付税に算入されるものを除いた実質的な借金のこと。

### 令和6年度に返済があった主な事業（令和6年度末時点）

事業名	借入額	返済期間（元金）
新市民病院整備事業（H26）	114億円	H27～R26
小中学校耐震改修整備事業（H21～H29）	179億円	H24～R24
東山斎場再整備事業（H25～R2）	50億円	H28～R34
幼保一体化整備事業（H26～R5）	90億円	H29～R36
岡山西部総合公園整備事業（H26～R4）	70億円	H29～R25
岡山芸術創造劇場整備事業（H30～R5）	236億円	R1～R35

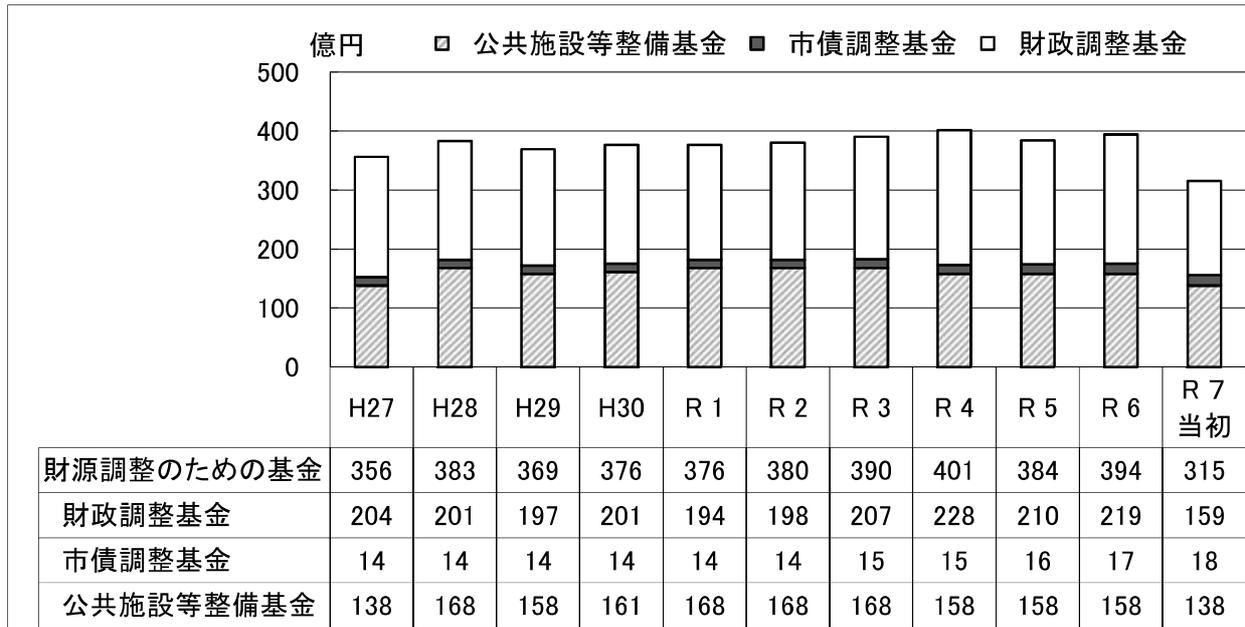
## (6) 安定的な財政運営のため基金残高を確保

市の貯金のうち財源を調整するための基金として財政調整基金、市債調整基金及び公共施設等整備基金の3つの基金があります。

市の財政運営は、社会保障関係費の増、公共施設の老朽化対策、景気の変動や災害への対応など、様々な観点から、財源調整のための基金への積立てや取崩しを通じて財源を調整しているため、基金残高の増減からも実質的な収支が読み取れます。

このため、財政の健全性を確保する上でも、基金残高を一定程度保ちながら財政運営を行っていく必要があります。

### 財源調整のための基金残高の推移



※市債調整基金は、臨時財政対策債償還基金費及び満期一括償還地方債に係る額を除く。

### 【基金残高の推移】

- ・平成28年度に残高が増加している主な要因は、市有施設の耐震化、老朽化施設の改修などに備えた財源として、公共施設等整備基金へ積立てたことです。
- ・平成30年度は、7月豪雨災害による公共施設等の災害復旧や被災者支援対策などに迅速に対応するため一部取崩しを行いました。年度中に再度積立てました。
- ・令和元年度から令和6年度は、災害対策や社会保障関係経費の増加及び新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰等への対応として取崩しを行いました。
- ・令和7年度当初予算では、市債発行の抑制に活用し、将来負担の抑制を図るため、令和6年度から10億円増となる80億円を取崩して予算編成を行っています。

### 【参考：基金取崩額の推移】

(単位：億円)

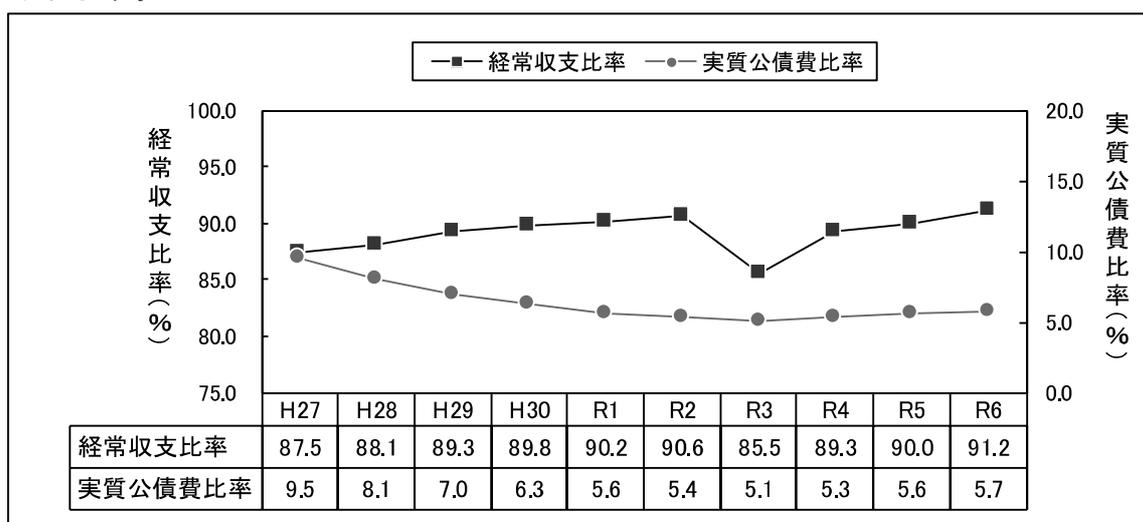
基金名	R2	R3	R4	R5	R6	R7当初
財政調整基金	50	54	50	70	50	60
公共施設等整備基金	20	20	30	20	20	20
合計	70	74	80	90	70	80

## 2 財政指標の動向

### (1) 経常収支比率、実質公債費比率ともに健全性を維持

経常収支比率は、令和6年度では、人件費や扶助費の増加などにより上昇しました。実質公債費比率は、市債借入額(通常分)が新庁舎整備事業や学校特別教室空調設備整備事業、路面電車の岡山駅前広場乗り入れ事業などにより借入額が増加しましたが、財政的に有利な市債を活用したことなどにより横ばいとなりました。

今後も少子高齢化の進展などによる社会保障関係経費や市有施設の改修・更新などに多額の経費を要する見込みであることから、財政指標の動向に留意する必要があります。



#### 【経常収支比率は上昇】

- ・ 経常収支比率は、人件費や公債費など経常的に支出される経費に充当した一般財源が、市税などの経常的に収入される一般財源に占める割合を示します。
- ・ 近年、経常収支比率は、子育て支援や障害者支援等に要する経常経費が増加したことなどにより上昇傾向となっております。
- ・ 令和3年度は、臨時財政対策債償還基金費(71億円)による普通交付税の増、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予特例分収納(13億円)による地方税の増などの臨時的な要因により85.5%と前年度から5.1ポイント低下しました。
- ・ 令和6年度は、普通交付税の増(給与改定費13.2億円や臨時財政対策債償還基金費12.9億円の追加交付など)や市税(定額減税減収補填特例交付金を含む)の増収がありましたが、給与改定による人件費や定年延長に伴う退職手当、また、子どものための教育・保育給付費、児童手当などに要する経常経費が増加したことで上昇しました。

#### 【実質公債費比率は概ね横ばい】

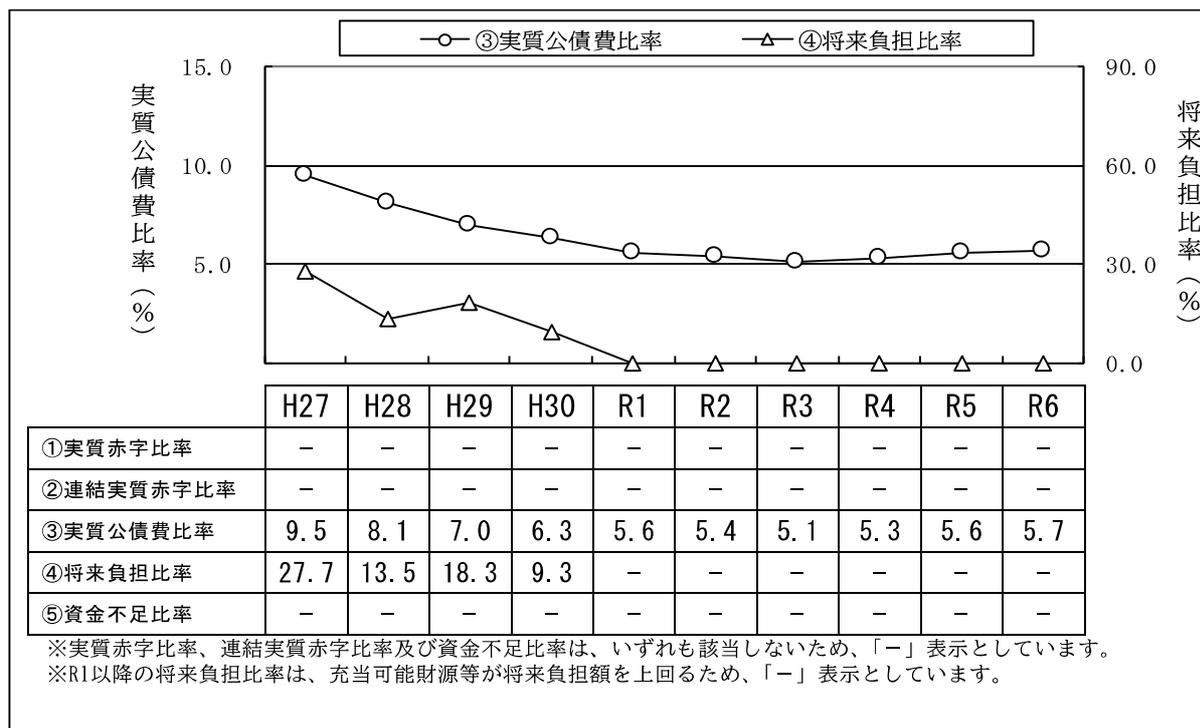
- ・ 実質公債費比率は、市全会計の公債費、一部事務組合が負担する公債費、公債費に準ずる債務負担行為などが、税収や交付税等の一般財源総額に占める割合を示します。
- ・ 令和6年度は5.7%となり、概ね横ばい。この指標は、18.0%を超えると市債の借入に国の許可が必要となります。
- ・ 実質公債費比率についても、市有施設の更新・長寿命化などの事業量が増加すると、それに伴い比率が上昇することから今後も留意する必要があります。

## (2) 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、各自治体が財政の健全性に関する比率（「健全化判断比率」及び「公営企業の資金不足比率」）を公表し、各指標が基準を超えた場合には、財政の早期健全化や再生並びに公営企業の経営の健全化を図ることを目的としています。

なお、本市の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率はすべて基準をクリアしています。

健全化判断比率及び資金不足比率の推移



指標		説明	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	11.25%	20.0%
	②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	16.25%	30.0%
	③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	25.0%	35.0%
	④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	400.0%	
⑤資金不足比率		公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率	(経営健全化基準) 20.0%	

### 【用語説明】

一般会計等	本市の場合は、一般会計に用品調達費特別会計など7会計を加えたもので、普通会計の会計区分とは異なる。
早期健全化基準	自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、①から④のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を作成し議会の議決を経て、総務大臣に報告。
財政再生基準	国の関与による確実な再生を図るため、①から③のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を作成し議会の議決を経て、総務大臣に協議。
経営健全化基準	公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を作成し議会の議決を経て、総務大臣に報告。

### (3) 他政令市と比較すると、健全化判断比率等は上位

令和6年度の財政指標は確定していないため、令和5年度の財政指標を他政令指定都市（19市）と比べてみると、経常収支比率は首位、健全化判断比率である実質公債費比率は8位、将来負担比率は首位となっており、健全な財政を維持しています。

順位	標準財政規模		財政力指数 (3年平均)		経常収支 比率		実質公債費 比率		将来負担 比率		財政調整のための 基金残高(R5末)		標準財政 規模との 比率(%)	順位
	都市名	百万円	都市名	指数	都市名	比率(%)	都市名	比率(%)	都市名	比率(%)	都市名	百万円		
1	横浜市	1,000,041	川崎市	1.03	<b>岡山市</b>	<b>90.0</b>	大阪市	0.9	相模原市	-	大阪市	268,796	30.2	1
2	大阪市	889,352	名古屋市	0.97	浜松市	91.2	相模原市	2.8	浜松市	-	福岡市	56,785	12.5	2
3	名古屋市	678,206	さいたま市	0.95	大阪市	92.0	札幌市	2.9	大阪市	-	横浜市	51,648	5.2	3
4	札幌市	553,530	横浜市	0.94	静岡市	92.8	浜松市	3.8	堺市	-	さいたま市	45,957	13.9	4
5	神戸市	454,912	大阪市	0.92	熊本市	93.0	神戸市	4.9	<b>岡山市</b>	-	神戸市	38,023	8.4	5
6	福岡市	453,616	千葉市	0.89	福岡市	94.1	堺市	5.4	札幌市	18.2	仙台市	35,452	12.1	6
7	京都市	417,480	仙台市	0.88	新潟市	94.2	熊本市	5.5	さいたま市	20.1	名古屋市	32,272	4.8	7
8	川崎市	406,127	福岡市	0.87	札幌市	95.4	<b>岡山市</b>	<b>5.6</b>	静岡市	31.9	相模原市	29,355	15.9	8
9	広島市	348,912	相模原市	0.83	さいたま市	95.6	仙台市	6.1	仙台市	52.3	札幌市	29,092	5.3	9
10	さいたま市	330,447	静岡市	0.83	相模原市	96.0	静岡市	6.1	神戸市	62.6	北九州市	27,706	9.6	10
11	仙台市	293,468	浜松市	0.81	仙台市	97.0	さいたま市	6.3	福岡市	66.9	堺市	25,550	10.9	11
12	北九州市	287,671	京都市	0.80	北九州市	97.1	名古屋市	6.4	名古屋市	83.0	<b>岡山市</b>	<b>22,631</b>	<b>10.8</b>	12
13	千葉市	264,255	広島市	0.78	川崎市	97.2	福岡市	8.0	熊本市	92.9	浜松市	16,269	7.3	13
14	新潟市	241,029	神戸市	0.76	神戸市	97.6	川崎市	8.4	千葉市	122.4	千葉市	15,947	6.0	14
15	堺市	235,367	堺市	0.76	横浜市	98.1	横浜市	9.5	新潟市	123.0	京都市	15,298	3.7	15
16	浜松市	223,069	<b>岡山市</b>	<b>0.74</b>	千葉市	98.4	広島市	9.6	川崎市	124.0	静岡市	15,225	7.7	16
17	<b>岡山市</b>	<b>209,636</b>	札幌市	0.71	京都市	98.5	北九州市	10.1	横浜市	127.2	熊本市	11,548	5.6	17
18	熊本市	207,949	北九州市	0.69	広島市	98.7	千葉市	10.7	京都市	140.5	川崎市	9,130	2.2	18
19	静岡市	197,591	熊本市	0.69	名古屋市	99.9	京都市	11.8	北九州市	143.2	広島市	8,459	2.4	19
20	相模原市	184,940	新潟市	0.65	堺市	100.9	新潟市	12.1	広島市	165.4	新潟市	6,124	2.5	20
	単純平均	393,880	単純平均	0.825	単純平均	95.9	単純平均	6.8	単純平均	91.6	単純平均	38,063	8.8	

(注) 財政調整のための基金は、財政調整基金と市債調整基金の合計（満期一括償還地方債分を除く）

※同値の場合は、北に位置する市を上位に表示

※将来負担比率で、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合は「-」と表示

※破線は、単純平均値を示すもの

# 岡山市の財政状況

第 10 版

(要約版)

平成20年6月

岡山市財政局財政課

※市民の皆様へ

岡山市の財政状況について説明していますので、ご一読下さい。

# 岡山市の財政状況

— 財政状況は一部改善も、依然厳しい状況です —

1 厳しい財政状況とは？	1
(1) 市税収入は税源移譲、合併の影響により増加	1
(2) 地方交付税と臨時財政対策債は大幅に減少	2
(3) 扶助費等の義務的経費は増加	3
(4) 平成19年度見込では、市債残高の総額は減少	4
(5) 平成19年度末の貯金残高はピーク時の4分の1	6
(6) 財政指標は依然として赤信号の点滅	7
2 中核市の中では低いランク	8
(1) 実質公債費比率は最下位	8
(2) 経常収支比率の中では公債費の割合が高い	9
(3) 地方債現在高、債務負担行為額のランクは、額・比率ともに低い水準	10
3 政令指定都市移行を目指して	11
(1) 政令指定都市と行政区	11
(2) 県からの権限移譲	12
(3) 政令指定都市移行による財政への影響	13
(4) 今後5年間の収支見込み	14
(5) 財政指標は改善傾向も依然厳しい状況	16
(6) 大規模事業の事業費は減少	17
4 市民福祉の向上と持続可能な財政基盤の確立を目指して	18

## 岡山市の財政状況〔第10版〕の表記について

岡山市の財政状況〔第10版〕は、原則として次の基準で表記しています。

- 1 対象  
地方財政状況調査（決算統計）による普通会計
- 2 年度  
平成18年度までは、各年度の決算  
平成19年度は、決算見込み  
平成20年度は、当初予算
- 3 合併による数値基準  
平成15年度までは、旧岡山市のみの数値  
平成16年度、平成17年度は、御津町、灘崎町との合併後の数値  
平成18年度以降は、建部町、瀬戸町との合併後の数値
- 4 住民1人あたりの指標  
各年度末の住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計で算出
- 5 上記以外の基準による場合は、個別に注釈しています。

# 財政状況は一部改善も、依然厳しい状況です

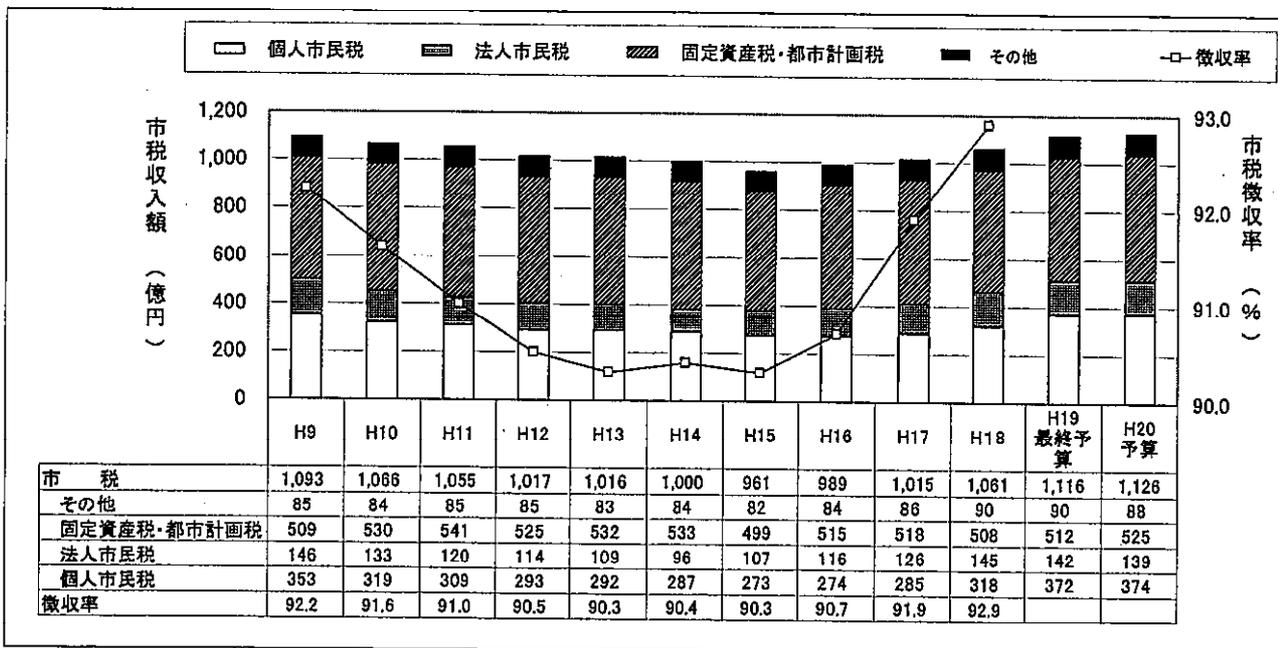
行財政改革に積極的に取り組んでいます。その成果も現れてきていますが、依然として厳しい状況にあります。引き続き行財政改革に取り組み、その成果をまっすぐに活かしていきます。

《平成18年度決算の各種財政指標などを平成17年度決算と比較すると》

- ・ 経常収支比率は改善。(94.1%→92.4%)
- ・ 公債費比率は改善。(23.3%→22.7%)
- ・ 普通会計の市債残高は合併引継分を含めても、なお減。(3,244億円→3,232億円)
- ・ 実質公債費比率は中核市37市で最下位。(21.2%→23.1% (※H18算出方法の変更がなければ、21.3%))

## 1 厳しい財政状況とは？

### (1) 市税収入は税源移譲、合併の影響により増加



#### 【市税収入は市収入の約半分】

- ・ 平成9年度の1,093億円をピークに平成15年度まで減少。  
→ 平成16年度以降は増加。
- ・ 平成17年度決算 1,015億円 → 平成18年度決算 1,061億円  
→ 平成19年度最終予算1,116億円と増加。  
(税源移譲、合併の影響、景気回復等による)

#### 【市税徴収率は向上】

- ・ 平成9年度 92.2% → 平成13年度 90.3%に低下 → 平成18年度 92.9%と上昇

#### 【収入確保に向けて】

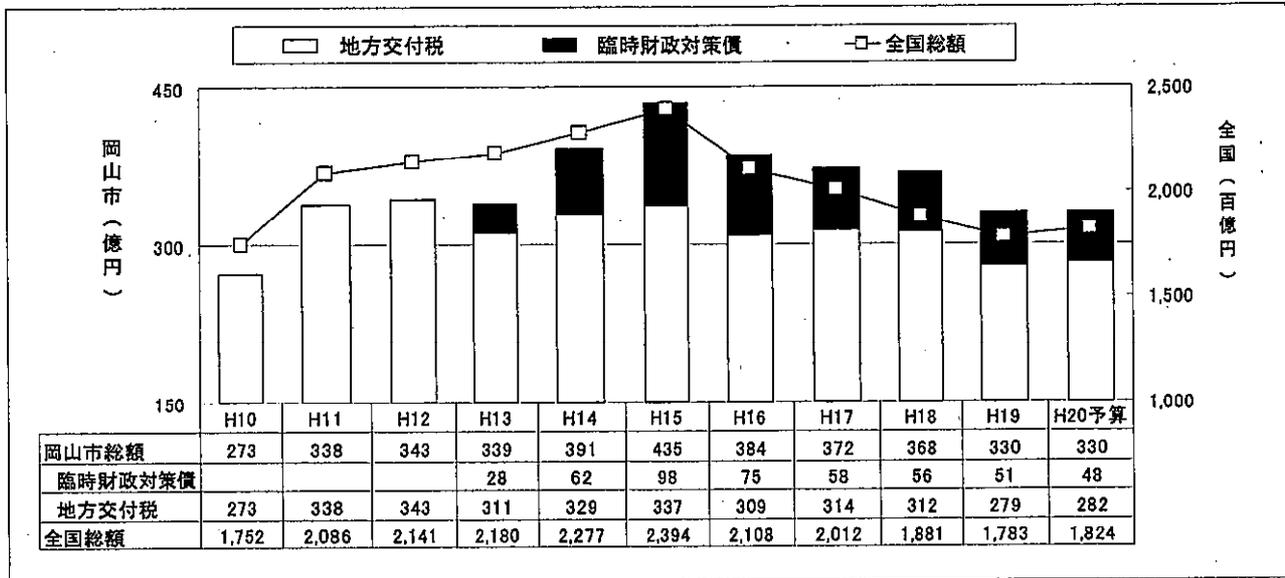
- ・ 扶助費や退職手当など義務的経費の増加が見込まれる一方で、近年の地方交付税の減少などの影響により、市の財政は依然として厳しい状況であり、収入確保の必要性は、これまで以上に高まっています。
- ・ 法人市民税については、大幅な増加が見込まれていましたが、平成19年度最終予算では平成18年度と同程度の見込みとなりました。
- ・ 国保料等の料金については、市税滞納整理のノウハウを活用し、一体的な取り組みにより、収納額の増を図ります。
- ・ 市長を本部長とする市税等滞納整理強化対策本部を設置し、市税、料金の徴収率向上及び滞納繰越額圧縮に積極的に取り組んでいます。

## (2) 地方交付税と臨時財政対策債は大幅に減少

### 【岡山市の地方交付税の推移】

- ・平成10年度は273億円
- 年々増加し、平成12年度は343億円
- 平成13年度に臨時財政対策債創設。これを含む広義の地方交付税は339億円
- 平成15年度まで増加し435億円
- 平成20年度予算では330億円。地方交付税改革により5年間で105億円の大幅減

地方交付税の推移



### 【地方交付税改革の動向】

#### 〈三位一体改革で大きく減少〉

- ・地方分権改革に伴い平成16年度から18年度に行われた三位一体改革（第一期改革）においては、国庫補助負担金の廃止・縮小、国から地方への税源移譲とともに交付税改革が行われ、交付税総額は平成16年度からの3年間で約5兆1千億円（臨時財政対策債を含む）も削減されました。

#### 〈交付税の制度変更〉

- ・平成19年度に歳出・歳入一体改革に向けた取り組みとして交付税算定の簡素化・客観化に向けた新型交付税が導入されました。
- ・平成19年度に新設された地方の創意と工夫の成果に応じて交付税支援措置が講じられる「頑張る地方応援プログラム」に平成20年度も引続き積極的に取り組むこととしております。
- ・平成20年度から「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な歳出を計上し、財源を確保する「地方再生対策費」が創設されます。

#### ※新型交付税

複雑でわかりにくい交付税を簡素化するとともに、各団体の交付税の予見可能性を高めるため、国が基準付けを行っていない地方経費を対象に、人口と面積を基本として算定するもの。

#### ※頑張る地方応援プログラム

地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、次のような地方交付税の支援措置が講じられる。（総額3,000億円程度、平成19年度2,700億円程度）

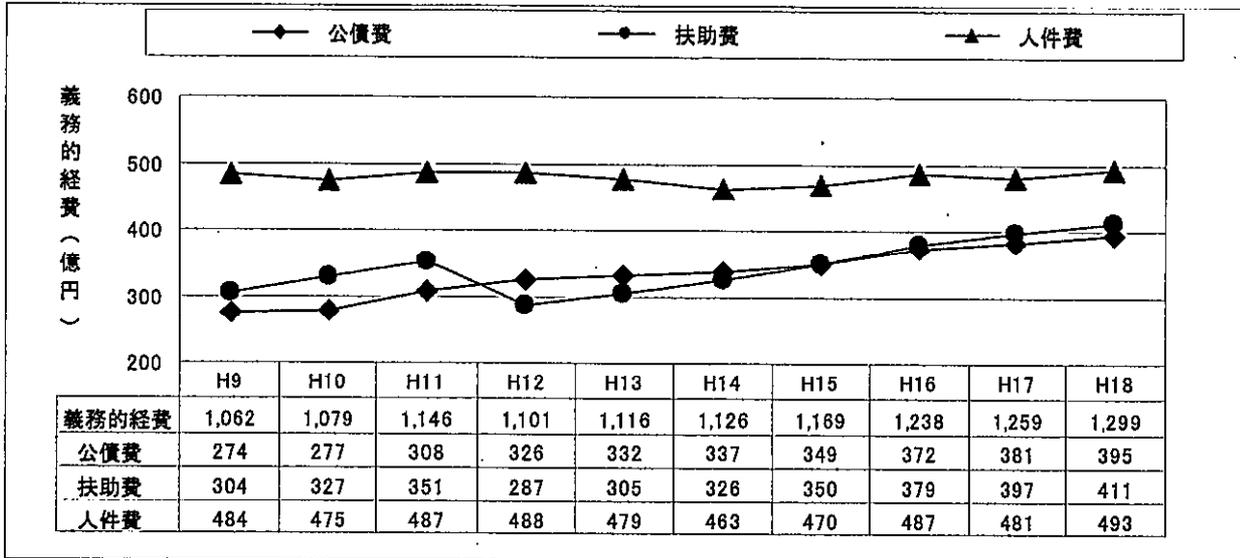
- ・1市町村につき単年度3,000万円とし3年間まで特別交付税で措置（総額500億円程度）
- ・行政改革指標等の成果指標を普通交付税算定に反映（総額2,200億円程度）
- ・企業立地促進に係る地方交付税措置（総額300億円程度）

#### ※地方再生対策費

偏在是正の効果が現れない初年度は、臨時財政対策債により財源を確保（総額4,000億円程度）

### (3) 扶助費等の義務的経費は増加

義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費のことです。これらの経費は性質上、支出が義務付けられており、任意に削減できない硬直性の強いものです。歳出総額に占める義務的経費の割合が高くなれば、政策的な経費に充てる財源に余裕がなくなるため、財政が硬直化し弾力性を失うこととなります。



#### 【義務的経費は大幅増】

- ・平成9年度は1,062億円→平成18年度には1,299億円と大幅に増加

#### 【退職手当を含む人件費は高どまり】

- ・平成9年度は484億円
- 平成12年度には488億円とピーク
- その後、平成14年度まで減少
- 平成18年度は合併により493億円に増加したが、職員給は減少傾向
- ・今後とも、人件費総額の抑制に取り組んでまいります。

#### 【扶助費は大きく増加】

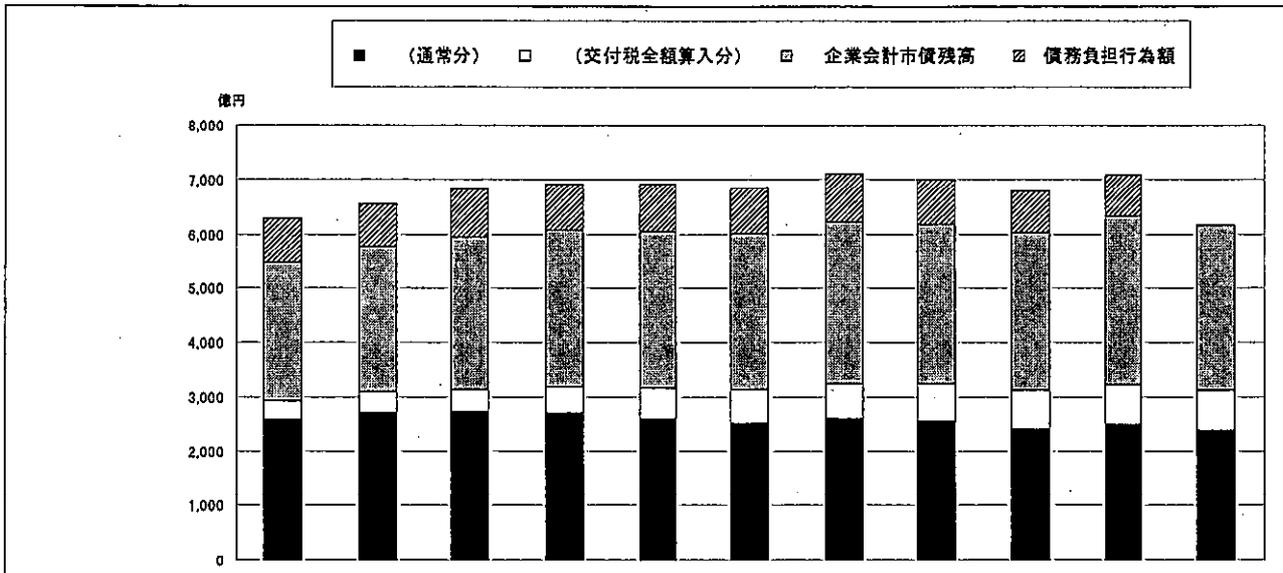
- ・平成9年度は304億円
- 増加を続けたが、平成12年度の介護保険制度の実施により一時的に減少
- 平成13年度以後は児童扶養手当費、生活保護費、保育園措置費等の増加により大幅に増加し、平成18年度には411億円と平成9年度に比べて1.35倍

#### 【公債費は平成9年度比で1.44倍】

- ・借入金の返済のための支出
- ・平成9年度は274億円
- 平成16年度、平成18年度の合併の影響もあるが、平成18年度は395億円と平成9年度に比べて1.44倍
- ・今後とも借入金残高を減少させる努力を続けていかなければなりません。

#### (4)平成19年度見込では、市債残高の総額は減少

① 市の借金には、市債や今後支出が義務付けられる債務負担行為があります。



区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16旧岡山市分	H16	H17	H18旧岡山市分	H18	H19見込
総額(市債+債務負担)	6,286	6,538	6,834	6,900	6,915	6,855	7,096	6,990	6,783	7,079	?
債務負担行為額	800	768	883	828	860	835	870	801	746	752	?
市債残高	5,486	5,770	5,951	6,072	6,055	6,020	6,226	6,189	6,037	6,327	6,163
企業会計市債残高	2,554	2,677	2,816	2,887	2,886	2,879	2,970	2,945	2,920	3,095	3,045
普通会計市債残高	2,932	3,093	3,135	3,185	3,169	3,141	3,256	3,244	3,117	3,232	3,118
(交付税全額算入分)	352	367	406	477	566	622	647	673	699	724	729
(通常分)	2,580	2,726	2,729	2,708	2,603	2,519	2,609	2,571	2,418	2,508	2,389
1人当たり通常分	413	435	434	428	409	395	392	385	360	362	344

(注) H16旧岡山市及びH18旧岡山市分の1人当たり通常分は合併2町の人口を除き算出(H20.3末695,170人)

#### 【債務負担行為額を含めた市全体の借金は約7,000億円】

・平成17年度末 6,990億円→平成18年度末 7,079億円(+89億円)

#### 【企業会計を含めた市債残高は減】

・平成18年度末 6,327億円→平成19年度末 6,163億円(△164億円)  
(平成19年1月の旧建部町、旧瀬戸町との合併による引継ぎ額は298億円)

#### 【普通会計の市債残高は減】

・平成18年度末 3,232億円→平成19年度末 3,118億円(△114億円)  
(平成19年1月の旧建部町、旧瀬戸町との合併による引継ぎ額は119億円)

#### 【普通会計の実質的な借金は減】

・市債には、地方交付税の代わりとしての減税補てん債や臨時財政対策債など後年度に元利償還金の全額が地方交付税に算入されるものがあり、これを除いた通常分が実質的な借金

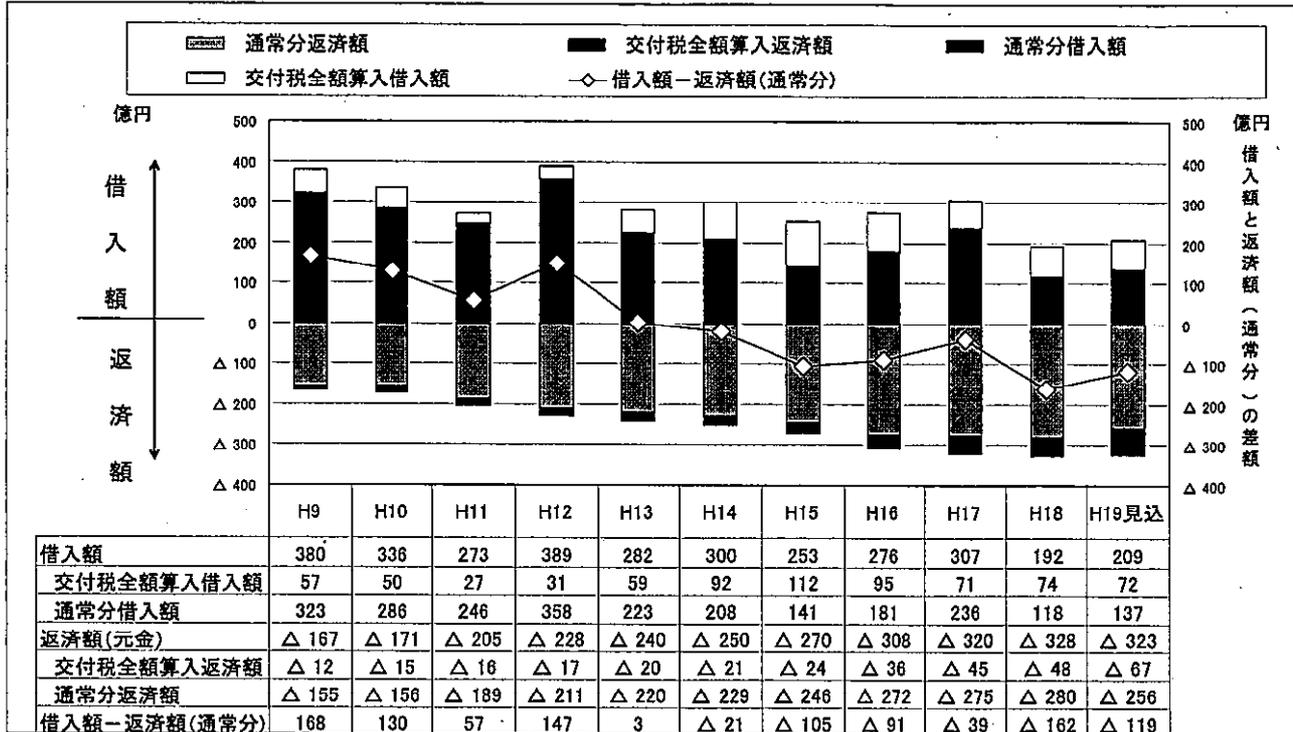
・平成18年度末 2,508億円→平成19年度 2,389億円(△119億円)

#### 【実質的な借金の市民1人当たり残高は減少】

・総額(市債+債務負担)平成12年度末 1,043千円→平成18年度末 1,022千円

・通常分 平成12年度末の435千円をピークに年々減少→平成19年度末 344千円

② 市債（通常分）の借入額を抑制しています。



(注) H16は減税補てん債の借換え122億円、H18は御津スポーツパークの借換え11億円、  
H19は高金利地方債から低金利地方債への借換え20億円を除く。

【借入額<償還額】

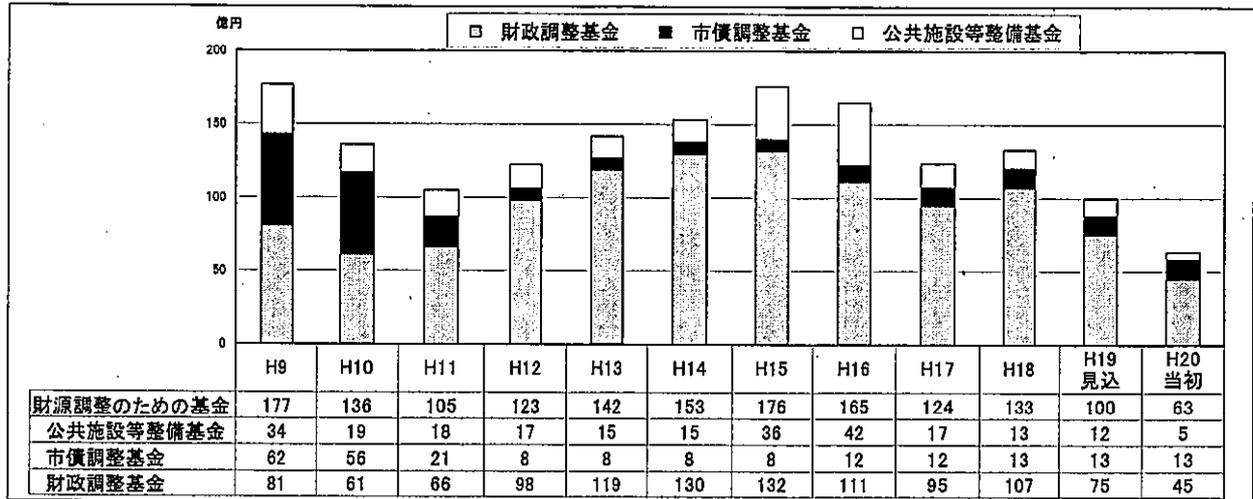
- ・平成19年度普通会計(見込) 借入209億円<元金返済323億円…残高114億円減少
- ・うち通常分(見込) 借入137億円<元金返済256億円…残高119億円減少
- ※通常分とは、元利償還金の全額が地方交付税に算入されるものを除いた実質的借金のこと
- ・今後も元金返済額は高水準で推移すると見込まれますが、通常分の借入額を抑制することにより市債残高を減少させるよう努力してまいります。

事業名	借入額	返済期間(元金)
当新田環境センター(H2~5)	88億円	H 6~20
西大寺、北、西、南ふれあいセンター(H3~10)	163億円	H 7~21
保健福祉会館(H7~9)	51億円	H11~29
操車場跡地公園(仮称)(H8~14)	89億円	H11~29
東部クリーンセンター(H8~13)	110億円	H13~29
山上新最終処分場(H11~14)	24億円	H13~29
ママカリフォーラム岡山(H12)	66億円	H15~23
デジタルミュージアム(H13~17)	55億円	H16~28

## (5) 平成19年度末の貯金残高はピーク時の4分の1

市の貯金のうち財源を調整するための基金として財政調整基金、市債調整基金及び公共施設等整備基金の3基金があります。

市の財政は、これら財源調整のための基金によって毎年度財源調整をしており、基金残高の増減が、実質的な収支を示していると言えます。



※H16・H18は合併により、旧町から岡山市への基金残高の引継を含む。

### 【財源調整のための基金残高はピーク時の4分の1にまで減少】

- ・平成6年度の419億円をピークに減少し、平成11年度には105億円。
- ・平成12年度以降は毎年度増加し、平成15年度には176億円となったが、その後再び減少傾向。
- ・平成19年度見込みでは基金残高は100億円となり、ピーク時の4分の1にまで減少。平成20年度当初予算では更に減少。

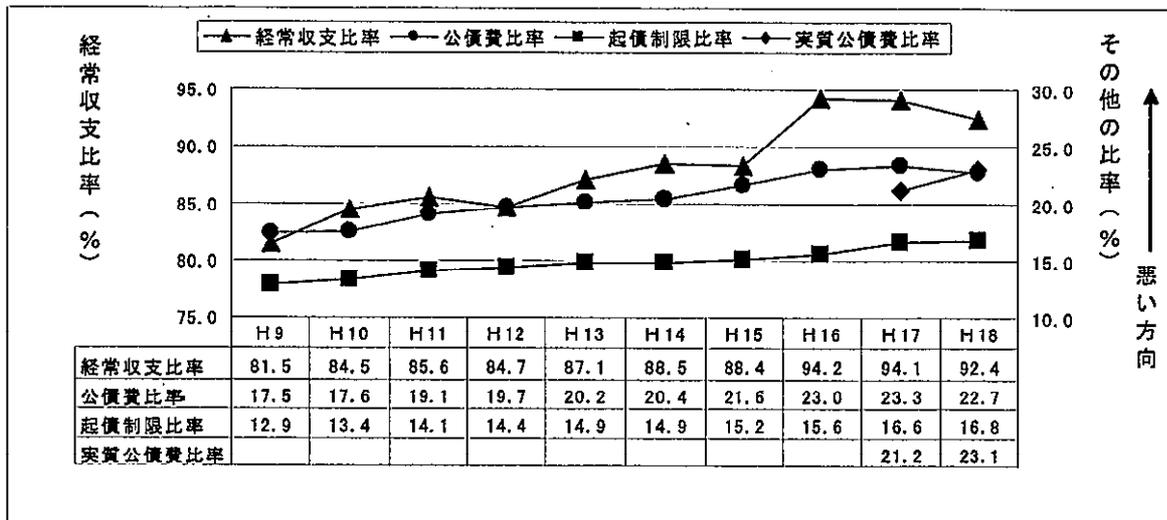
### 【財源調整のための基金の取崩しは多額】

- ・平成18年度決算での財源調整のための基金取崩額は35億円。
- ・平成19年度見込では、市税収入のうち法人市民税が当初予算時の見込みほど増加しなかったこと、また、地方交付税の減少等により一般財源収入が大きく減少したこともあり、財源調整のための基金取崩額は56億円余。
- ・平成20年度当初予算でも、38億円を取崩し。
- ・今後も厳しい財政運営が続くと推測されるが、財政の中立性を維持するために、基金の取崩しを極力圧縮する努力を続けてまいります。

## (6) 財政指標は依然として赤信号の点滅

財政運営の余裕度を見るための指標の代表的なものとして、経常収支比率や公債費比率、起債制限比率及び実質公債費比率があります。

公債費が増加していること等により、指標は悪化傾向にあります。市税等の増加や経常的経費等の見直しをはじめとする行財政改革の成果もあって、経常収支比率などの一部指標は改善に転じています。



### 【経常収支比率は依然として警戒ラインを超えるが、改善】

- ・ 人件費や公債費など経常的に支出される経費の一般財源が市税などの経常的に収入される一般財源に占める割合
- ・ 一般的に80%を超えると財政の弾力性が失われつつあると言われていています。
- ・ 平成18年度は92.4%（平成17年度94.1%）となり、1.7ポイント改善
- ・ これは経常的な一般財源収入である市税及び地方譲与税が大幅に増加し、物件費や補助費などの経常的経費が減少したためです。

### 【公債費比率は改善】

- ・ 公債費（市債の元利返済額）に要する一般財源が、市税などの一般財源収入に占める割合
- ・ 一般的に15%が黄信号、20%が赤信号と言われていています。
- ・ 平成18年度は22.7%（平成17年度23.3%）となり、0.6ポイント改善

### 【起債制限比率は悪化】

- ・ 公債費から地方交付税で措置される公債費を差し引いた値を一般財源収入で割った数値の過去3カ年の平均値
- ・ 上昇を続けており、平成18年度は16.8%（平成17年度16.6%）

### 【実質公債費比率は悪化し、中核市最下位】

- ・ 公債費に、企業会計への繰出金、一部事務組合等への負担金や債務負担行為などのうち公債費に準ずるものを加味した指標で、実質的な債務の返済の割合を示すもの（平成17年度決算から導入）
- ・ 18%以上の場合、地方債の発行に都道府県の許可が必要
- ・ 岡山市は23.1%（平成17年度21.2%）で、中核市37市のうち昨年に引き続き最下位

※平成18年度算出方法の変更（債務負担行為に基づく支出のうち償還助成（元金補給）が算出基準に追加）がなければ、21.3%

## 2 中核市の中では低いランク

### (1) 実質公債費比率は最下位

岡山市は、中核市(37市)の中で財政規模では3位ですが、財政指標は低いランクにあります。平成18年度は財政力指数は前年度と同じ23位ですが、経常収支比率は3ランク上がり30位、公債費比率も1ランク上がり35位、また、実質公債費比率は、昨年引き続き最下位という状況です。本市では、引き続き健全化への動きを速めていく必要があります。

順位	標準財政規模		財政力指数 (3年平均)		経常収支 比率		公債費 比率		実質公債費 比率		財政調整のための 基金残高(H18末)		標準財政 規模との 比率 (%)	順位
	都市名	百万円	都市名	指数	都市名	比率 (%)	都市名	比率 (%)	都市名	比率 (%)	都市名	百万円		
1	新潟市	168,304	豊田市	1.620	豊田市	59.1	岡崎市	5.6	岡崎市	5.4	松山市	25,630	26.5	1
2	浜松市	163,090	岡崎市	1.100	岡崎市	77.9	豊田市	6.4	豊田市	8.0	長野市	20,855	26.0	2
3	岡山市	144,325	宇都宮市	1.029	姫路市	80.0	船橋市	8.1	高槻市	8.2	宮崎市	16,461	22.1	3
4	豊田市	126,547	相模原市	1.002	豊橋市	83.5	高槻市	9.9	松山市	10.6	高槻市	13,508	21.8	4
5	熊本市	125,969	豊橋市	1.000	浜松市	83.6	川崎市	10.7	相模原市	10.7	宇都宮市	21,267	21.4	5
6	相模原市	120,257	船橋市	0.990	宇都宮市	84.0	東大阪市	11.5	鹿児島市	11.0	豊田市	25,400	20.1	6
7	鹿児島市	115,921	川崎市	0.989	長野市	84.5	豊橋市	11.8	船橋市	11.9	下関市	12,084	19.0	7
8	姫路市	110,205	大分市	0.890	松山市	85.1	姫路市	12.6	豊橋市	12.0	郡山市	11,146	17.5	8
9	宇都宮市	99,332	浜松市	0.887	富山市	85.4	相模原市	12.7	横須賀市	12.1	鹿児島市	19,547	16.9	9
10	金沢市	98,525	倉敷市	0.859	新潟市	86.1	宇都宮市	12.9	宇都宮市	12.2	新潟市	26,605	15.8	10
11	東大阪市	98,043	横須賀市	0.853	福山市	86.2	倉敷市	13.3	富山市	12.4	横須賀市	12,289	15.7	11
12	倉敷市	96,613	姫路市	0.849	岐阜市	86.3	松山市	14.3	川崎市	12.5	豊橋市	10,301	14.8	12
13	松山市	96,570	岐阜市	0.838	川崎市	86.5	福山市	14.9	岐阜市	13.1	福山市	13,283	14.2	13
14	長崎市	96,340	福山市	0.829	金沢市	86.9	下関市	15.0	いわき市	13.7	岡崎市	9,593	13.9	14
15	富山市	94,622	高松市	0.815	いわき市	87.0	浜松市	15.1	宮崎市	13.8	岐阜市	10,295	13.0	15
16	福山市	93,639	和歌山市	0.811	高松市	87.2	横須賀市	15.1	下関市	14.3	長崎市	11,331	11.8	16
17	船橋市	92,939	東大阪市	0.785	秋田市	87.4	新潟市	15.2	大分市	14.4	秋田市	8,085	11.7	17
18	大分市	88,635	奈良市	0.783	鹿児島市	87.7	郡山市	15.3	東大阪市	14.5	倉敷市	11,051	11.4	18
19	高松市	87,299	高槻市	0.777	宮崎市	88.2	岐阜市	15.4	福山市	14.8	高松市	9,627	11.0	19
20	長野市	80,147	金沢市	0.761	函館市	88.5	函館市	15.4	長崎市	14.9	姫路市	11,813	10.7	20
21	岐阜市	79,119	富山市	0.751	郡山市	89.4	和歌山市	16.0	新潟市	15.1	相模原市	12,888	10.7	21
22	横須賀市	78,366	郡山市	0.748	熊本市	89.5	富山市	16.4	姫路市	15.3	大分市	8,375	9.4	22
23	旭川市	78,063	岡山市	0.737	旭川市	89.7	秋田市	16.6	浜松市	15.5	熊本市	11,591	9.2	23
24	宮崎市	74,377	松山市	0.714	青森市	89.8	大分市	16.6	秋田市	15.5	浜松市	14,922	9.1	24
25	高知市	74,339	長野市	0.708	大分市	90.2	いわき市	16.8	函館市	15.8	いわき市	6,061	8.8	25
26	和歌山市	72,909	新潟市	0.693	倉敷市	90.9	奈良市	17.3	高松市	15.9	青森市	5,071	8.4	26
27	奈良市	70,603	熊本市	0.688	下関市	90.9	青森市	17.7	郡山市	16.0	岡山市	12,081	8.4	27
28	豊橋市	69,731	鹿児島市	0.680	相模原市	91.3	高松市	17.8	青森市	16.0	富山市	7,581	8.0	28
29	函館市	69,479	いわき市	0.680	高槻市	91.6	鹿児島市	17.9	金沢市	16.0	船橋市	6,319	6.8	29
30	秋田市	69,361	秋田市	0.646	岡山市	92.4	宮崎市	18.3	熊本市	16.1	東大阪市	5,082	5.2	30
31	岡崎市	68,939	宮崎市	0.633	船橋市	93.8	長崎市	19.0	旭川市	16.3	和歌山市	3,694	5.1	31
32	いわき市	68,831	高知市	0.602	横須賀市	94.5	旭川市	19.2	奈良市	16.4	奈良市	2,548	3.6	32
33	郡山市	63,761	青森市	0.599	東大阪市	94.9	熊本市	19.8	和歌山市	16.9	金沢市	3,227	3.3	33
34	下関市	63,749	下関市	0.569	奈良市	94.9	長野市	20.3	倉敷市	17.9	函館市	1,872	2.7	34
35	高槻市	62,054	長崎市	0.546	高知市	95.3	岡山市	22.7	長野市	18.6	旭川市	1,906	2.4	35
36	青森市	60,544	旭川市	0.511	長崎市	95.4	金沢市	22.9	高知市	20.2	川崎市	1,317	2.4	36
37	川崎市	55,610	函館市	0.471	和歌山市	95.7	高知市	26.8	岡山市	23.1	高知市	1,491	2.0	37
	単純平均	91,275	単純平均	0.796	単純平均	87.9	単純平均	15.5	単純平均	14.2	単純平均	10,978	11.9	
	前年度 順位	4位	前年度 順位	23位	前年度 順位	33位	前年度 順位	36位	前年度 順位	37位	前年度 順位		27位	

(注) 財政調整のための基金は、財政調整基金と減債基金の合計 ※新潟市・浜松市はH19.4～政令指定都市へ移行

(2) 経常収支比率の中では公債費の割合が高い

経常収支比率の内訳をみると、人件費に充当された一般財源の割合が27.9%で18位、以下扶助費が11.0%で24位、公債費が25.2%で35位、物件費が11.3%で12位、繰出金が11.5%で28位となっており、公債費の割合が全体の比率を大きく引き上げています。

順位	経常収支比率 (%)		経常収支比率の内訳												順位
	都市名	比率 (%)	人件費		扶助費		公債費		物件費		繰出金		その他		
			都市名	割合 (%)	都市名	割合 (%)	都市名	割合 (%)	都市名	割合 (%)	都市名	割合 (%)	都市名	割合 (%)	
1	豊田市	59.1	豊田市	16.8	豊田市	5.5	豊田市	9.0	函館市	8.1	豊田市	4.1	和歌山市	4.1	1
2	岡崎市	77.9	青森市	19.8	浜松市	7.4	岡崎市	9.0	高知市	9.9	宇都宮市	5.6	いわき市	4.4	2
3	姫路市	80.0	金沢市	19.9	富山市	8.1	船橋市	11.6	東大阪市	10.1	川越市	6.1	大分市	4.6	3
4	豊橋市	83.5	郡山市	20.9	郡山市	8.2	川越市	13.1	熊本市	10.2	豊橋市	6.3	高知市	4.8	4
5	浜松市	83.6	高知市	22.4	長野市	8.2	高槻市	13.4	旭川市	10.2	浜松市	6.5	姫路市	5.0	5
6	宇都宮市	84.0	長野市	22.6	新潟市	8.2	東大阪市	14.5	福山市	10.3	相模原市	7.0	熊本市	5.3	6
7	長野市	84.5	旭川市	23.0	岐阜市	8.8	豊橋市	15.2	長崎市	10.7	横須賀市	7.4	松山市	5.3	7
8	松山市	85.1	松山市	23.5	姫路市	9.0	相模原市	15.5	和歌山市	10.9	新潟市	7.5	岡山市	5.5	8
9	富山市	85.4	宮崎市	23.5	宇都宮市	9.2	姫路市	15.6	下関市	11.0	富山市	7.5	下関市	6.0	9
10	新潟市	86.1	岡崎市	24.3	高槻市	9.6	宇都宮市	16.1	大分市	11.1	金沢市	7.6	高松市	6.1	10
11	福山市	86.2	豊橋市	25.0	横須賀市	9.8	倉敷市	16.9	高松市	11.3	秋田市	7.9	鹿児島市	6.4	11
12	岐阜市	86.3	鹿児島市	25.2	秋田市	9.9	松山市	17.6	岡山市	11.3	岐阜市	7.9	奈良市	6.5	12
13	川越市	86.5	姫路市	25.3	船橋市	10.0	横須賀市	17.8	秋田市	11.4	熊本市	8.2	函館市	6.9	13
14	金沢市	86.9	富山市	25.6	金沢市	10.1	福山市	18.1	新潟市	11.8	長野市	8.2	高槻市	7.0	14
15	いわき市	87.0	高松市	27.6	岡崎市	10.1	新潟市	18.3	岐阜市	11.9	宮崎市	8.3	宮崎市	7.5	15
16	高松市	87.2	浜松市	27.7	大分市	10.2	岐阜市	18.4	青森市	12.2	函館市	8.4	倉敷市	7.6	16
17	秋田市	87.4	新潟市	27.7	いわき市	10.5	浜松市	19.0	倉敷市	13.0	鹿児島市	8.4	長野市	7.7	17
18	鹿児島市	87.7	岡山市	27.9	高松市	10.7	郡山市	19.0	いわき市	13.1	旭川市	8.6	船橋市	8.2	18
19	宮崎市	88.2	いわき市	28.1	福山市	10.8	和歌山市	19.5	姫路市	13.2	岡崎市	8.7	相模原市	8.2	19
20	函館市	88.5	宇都宮市	28.4	相模原市	10.8	秋田市	20.2	鹿児島市	13.2	長崎市	9.1	岡崎市	8.3	20
21	郡山市	89.4	福山市	28.7	川越市	10.9	富山市	20.4	高槻市	13.4	福山市	9.2	岐阜市	8.5	21
22	熊本市	89.5	秋田市	28.7	下関市	10.9	下関市	20.5	富山市	13.4	青森市	9.4	長崎市	8.8	22
23	旭川市	89.7	川越市	29.4	奈良市	10.9	函館市	20.5	豊橋市	13.5	奈良市	9.9	浜松市	8.9	23
24	青森市	89.8	熊本市	29.7	岡山市	11.0	いわき市	20.6	宮崎市	13.5	高松市	10.1	福山市	9.1	24
25	大分市	90.2	東大阪市	29.7	松山市	11.9	大分市	20.7	豊田市	13.7	いわき市	10.3	秋田市	9.3	25
26	倉敷市	90.9	倉敷市	29.9	倉敷市	12.2	奈良市	20.8	金沢市	13.7	倉敷市	11.3	豊橋市	9.4	26
27	下関市	90.9	函館市	30.5	青森市	12.7	青森市	20.8	長野市	13.8	船橋市	11.3	金沢市	9.6	27
28	相模原市	91.3	長崎市	30.6	長崎市	12.8	鹿児島市	20.9	浜松市	14.1	岡山市	11.5	東大阪市	9.9	28
29	高槻市	91.6	横須賀市	30.7	宮崎市	13.6	高松市	21.4	松山市	14.4	下関市	11.6	豊田市	10.0	29
30	岡山市	92.4	岐阜市	30.8	鹿児島市	13.6	宮崎市	21.8	川越市	14.6	大分市	11.6	宇都宮市	10.1	30
31	船橋市	93.8	下関市	30.9	熊本市	13.6	熊本市	22.5	宇都宮市	14.6	姫路市	11.9	富山市	10.4	31
32	横須賀市	94.5	奈良市	31.2	和歌山市	13.7	旭川市	22.5	奈良市	15.6	高知市	12.4	旭川市	10.8	32
33	東大阪市	94.9	和歌山市	31.3	豊橋市	14.1	長崎市	23.4	相模原市	17.0	松山市	12.4	郡山市	11.0	33
34	奈良市	94.9	大分市	32.0	函館市	14.1	長野市	24.0	郡山市	17.0	郡山市	13.3	横須賀市	11.5	34
35	高知市	95.3	相模原市	32.8	旭川市	14.6	岡山市	25.2	船橋市	17.1	高槻市	13.6	川越市	12.4	35
36	長崎市	95.4	高槻市	34.6	東大阪市	14.8	金沢市	26.0	横須賀市	17.3	東大阪市	15.9	新潟市	12.6	36
37	和歌山市	95.7	船橋市	35.6	高知市	15.0	高知市	30.8	岡崎市	17.5	和歌山市	16.2	青森市	14.9	37
	単純平均	87.9	単純平均	27.4	単純平均	11.0	単純平均	18.9	単純平均	12.9	単純平均	9.5	単純平均	8.2	
	前年度順位	33位	前年度順位	23位	前年度順位	23位	前年度順位	36位	前年度順位	11位	前年度順位	24位	前年度順位	18位	

※その他（岡山市）5.5%の内訳  
補助費等 4.2%  
維持補修費 1.3%

(3) 地方債現在高、債務負担行為額のランクは、額・比率ともに低い水準

地方債現在高の標準財政規模に対する割合は、中核市(37市)の中で24位、債務負担行為額を加えると8ランク下がり32位という状況です。

また、財政調整のための基金現在高から地方債現在高と債務負担行為額を差し引いた額の標準財政規模に対する割合は、32位と低いレベルになっています。

順位	標準財政規模		地方債現在高		債務負担行為額		標準財政規模に対する割合				財政調整のための基金残高(H18末)		財政調整のための基金残高-地方債現在高-債務負担行為額(A)		(A)/標準財政規模		順位
	都市名	金額(百万円)	都市名	金額(百万円)	都市名	金額(百万円)	地方債現在高		地方債現在高+債務負担行為額		都市名	金額(百万円)	都市名	金額(百万円)	都市名	比率(%)	
							都市名	比率(%)	都市名	比率(%)							
1	新潟市	168,304	高槻市	56,857	高知市	1,643	豊田市	77.8	豊田市	87.2	新潟市	26,605	高槻市	△ 47,939	豊田市	△ 67.2	1
2	浜松市	163,090	岡崎市	60,922	鹿児島市	2,181	岡崎市	88.4	高槻市	99.0	松山市	25,630	岡崎市	△ 72,916	高槻市	△ 77.3	2
3	岡山市	144,325	川越市	76,480	奈良市	3,451	高槻市	91.6	岡崎市	119.7	豊田市	25,400	豊田市	△ 84,986	岡崎市	△ 105.8	3
4	豊田市	126,547	豊田市	98,424	相模原市	4,044	船橋市	120.5	船橋市	132.2	宇都宮市	21,267	川越市	△ 94,041	船橋市	△ 125.4	4
5	熊本市	125,969	郡山市	110,018	下関市	4,492	川越市	137.5	宇都宮市	154.5	長野市	20,855	郡山市	△ 115,895	宇都宮市	△ 133.1	5
6	相模原市	120,257	船橋市	112,014	高槻市	4,590	宇都宮市	145.6	相模原市	160.6	鹿児島市	19,547	船橋市	△ 116,527	相模原市	△ 149.9	6
7	鹿児島市	115,921	豊橋市	115,556	岐阜市	5,268	相模原市	157.3	川越市	171.5	宮崎市	16,461	豊橋市	△ 122,069	川越市	△ 169.1	7
8	姫路市	110,205	岐阜市	140,030	松山市	5,952	倉敷市	163.0	岐阜市	183.6	浜松市	14,922	宇都宮市	△ 132,237	岐阜市	△ 170.6	8
9	宇都宮市	99,332	和歌山市	143,255	福山市	8,325	豊橋市	165.7	福山市	186.2	高槻市	13,508	岐阜市	△ 135,003	松山市	△ 171.2	9
10	金沢市	98,525	宇都宮市	144,618	宇都宮市	8,886	東大阪市	170.4	豊橋市	189.8	福山市	13,283	下関市	△ 139,134	福山市	△ 172.0	10
11	東大阪市	98,043	いわき市	145,788	横須賀市	8,886	姫路市	172.1	東大阪市	196.9	相模原市	12,888	和歌山市	△ 148,831	豊橋市	△ 175.1	11
12	倉敷市	96,613	下関市	146,726	和歌山市	9,270	郡山市	172.5	松山市	197.7	横須賀市	12,289	秋田市	△ 155,666	郡山市	△ 181.8	12
13	松山市	96,570	秋田市	154,462	秋田市	9,289	岐阜市	177.0	郡山市	199.2	下関市	12,084	福山市	△ 161,049	東大阪市	△ 191.7	13
14	長崎市	96,340	倉敷市	157,502	船橋市	10,832	福山市	177.3	姫路市	203.9	岡山市	12,081	いわき市	△ 163,678	姫路市	△ 193.1	14
15	富山市	94,622	函館市	157,729	函館市	11,912	浜松市	188.7	和歌山市	209.2	姫路市	11,813	長野市	△ 164,209	和歌山市	△ 204.1	15
16	福山市	93,639	長野市	163,041	豊田市	11,962	高松市	189.8	高松市	223.3	熊本市	11,591	松山市	△ 165,326	長野市	△ 204.9	16
17	船橋市	92,939	青森市	165,723	青森市	12,263	松山市	191.6	鹿児島市	226.8	長崎市	11,331	函館市	△ 167,769	鹿児島市	△ 209.9	17
18	大分市	88,635	福山市	166,007	金沢市	14,396	和歌山市	196.5	横須賀市	229.8	郡山市	11,146	高松市	△ 177,472	高松市	△ 212.2	18
19	高松市	87,299	東大阪市	167,023	宮崎市	14,679	長野市	203.4	長野市	230.9	倉敷市	11,051	青森市	△ 177,817	横須賀市	△ 214.1	19
20	長野市	80,147	青森市	170,280	豊橋市	16,814	新潟市	208.5	新潟市	235.7	豊橋市	10,301	相模原市	△ 180,295	下関市	△ 218.3	20
21	岐阜市	79,119	横須賀市	171,220	郡山市	17,023	いわき市	211.8	秋田市	236.1	岐阜市	10,295	奈良市	△ 180,919	新潟市	△ 219.9	21
22	横須賀市	78,366	奈良市	180,016	旭川市	17,108	横須賀市	218.5	下関市	237.2	高松市	9,627	高松市	△ 185,290	秋田市	△ 224.4	22
23	旭川市	78,063	松山市	185,004	川越市	18,878	秋田市	222.7	倉敷市	238.6	岡崎市	9,593	東大阪市	△ 187,969	倉敷市	△ 227.2	23
24	宮崎市	74,377	相模原市	189,139	熊本市	20,454	岡山市	223.9	浜松市	240.5	大分市	8,375	宮崎市	△ 201,911	浜松市	△ 231.3	24
25	高知市	74,339	姫路市	189,704	岡崎市	21,587	鹿児島市	224.9	熊本市	241.7	秋田市	8,085	旭川市	△ 208,167	熊本市	△ 232.5	25
26	和歌山市	72,909	旭川市	192,965	長崎市	21,972	熊本市	225.5	函館市	244.2	富山市	7,581	姫路市	△ 212,843	いわき市	△ 237.8	26
27	奈良市	70,603	宮崎市	203,693	長野市	22,023	富山市	226.6	いわき市	246.6	船橋市	6,319	倉敷市	△ 219,499	函館市	△ 241.5	27
28	豊橋市	69,731	大分市	204,539	いわき市	23,951	函館市	227.0	奈良市	259.9	いわき市	6,061	大分市	△ 226,815	大分市	△ 255.9	28
29	函館市	69,479	富山市	214,422	東大阪市	26,028	下関市	230.2	大分市	265.3	東大阪市	5,082	鹿児島市	△ 243,347	奈良市	△ 256.2	29
30	秋田市	69,361	長崎市	240,434	高松市	29,194	大分市	230.8	旭川市	269.1	青森市	5,071	長崎市	△ 251,076	長崎市	△ 260.6	30
31	岡崎市	68,939	鹿児島市	260,713	大分市	30,651	旭川市	247.2	長崎市	272.4	和歌山市	3,694	富山市	△ 260,161	旭川市	△ 266.7	31
32	いわき市	68,831	高知市	268,421	姫路市	34,952	長崎市	249.6	岡山市	276.0	金沢市	3,227	高知市	△ 268,573	岡山市	△ 267.6	32
33	郡山市	63,761	金沢市	283,975	新潟市	45,826	奈良市	255.0	富山市	283.0	奈良市	2,548	熊本市	△ 292,901	宮崎市	△ 271.5	33
34	下関市	63,749	熊本市	284,038	富山市	53,320	宮崎市	273.9	宮崎市	293.6	旭川市	1,906	金沢市	△ 295,144	富山市	△ 274.9	34
35	高槻市	62,054	浜松市	307,711	倉敷市	73,048	青森市	281.3	青森市	301.5	函館市	1,872	新潟市	△ 370,159	青森市	△ 293.1	35
36	青森市	60,544	岡山市	323,156	岡山市	75,190	金沢市	288.2	金沢市	302.8	高知市	1,491	浜松市	△ 377,247	金沢市	△ 299.6	36
37	川越市	55,610	新潟市	350,938	浜松市	84,458	高知市	361.1	高知市	363.3	川越市	1,317	岡山市	△ 386,265	高知市	△ 361.3	37
	単純平均	91,275	単純平均	181,150	単純平均	21,211	単純平均	199.8	単純平均	221.9	単純平均	10,978	単純平均	△ 191,382	単純平均	△ 210.0	
	前年度順位	4位	前年度順位	36位	前年度順位	35位	前年度順位	30位	前年度順位	35位	前年度順位	19位	前年度順位	37位	前年度順位	35位	

(注) 財政調整のための基金は、財政調整基金と減債基金の合計。

【要因としては】

- ・地方債現在高が多いことに加えて、債務負担行為額も多いことによります。
- ・債務負担行為額のうち、土地開発公社に係るものが413億円で中核市の中で最多となっています。また、土地改良区に係るものが258億円と多額になっています。

### 3 政令指定都市移行を目指して

#### (1) 政令指定都市と行政区

岡山市は、平成17年3月22日の御津町及び灘崎町、平成19年1月22日の建部町及び瀬戸町との合併を経て、平成20年3月1日現在では、701,532人の人口（岡山県毎月流動人口調査）を擁しています。

国の「市町村合併支援プラン」では、政令指定都市への指定要件が緩和されていることから、岡山市では、市制施行120周年にあたる平成21年の政令指定都市移行を目標に、様々な取り組みを進めています。

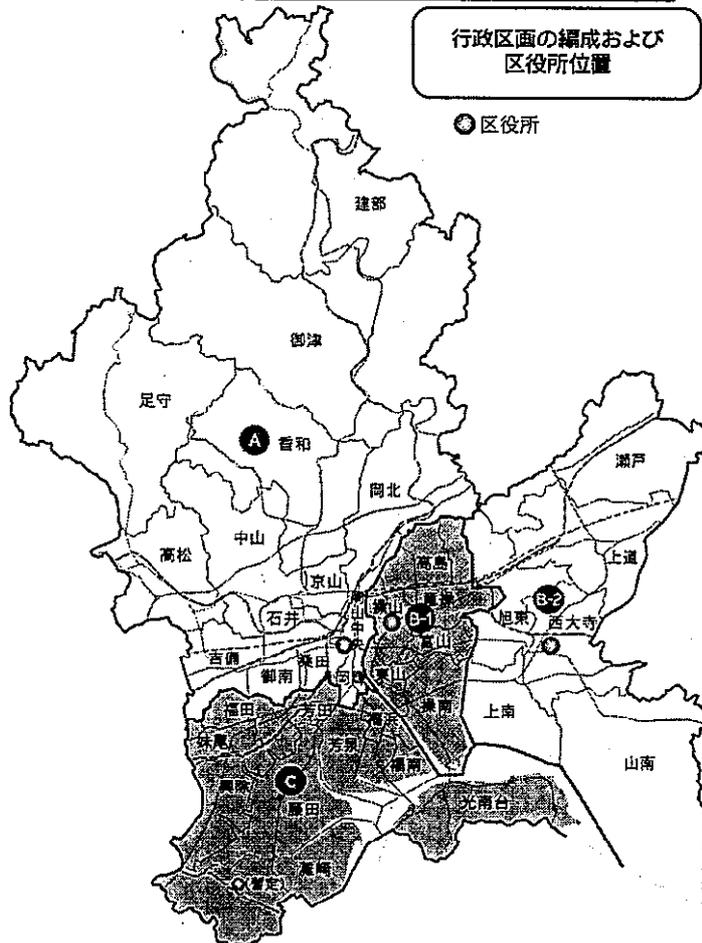
- ・政令指定都市になると、市域を分けて行政区が設けられ、市民に身近な行政サービス窓口として、各行政区に区役所を設置します。
- ・岡山市では、行政区画等審議会（平成19年7月設置）に行政区画の編成や区役所位置及び区名について諮問を行うとともに、市民の方から区名の募集等を行うなど、広く意見を聴きながら移行準備を進めています。

#### ○岡山市の行政区画の編成等

- 4 区の設定  
概ね旭川の東西に分け、それぞれ2区を設置
- 区役所庁舎整備  
できる限り既存施設を活用
- 市民サービスの向上  
総合出先機関としての区役所及びその出先機関の設置  
居住区に限らずいずれの施設も利用可能

#### 【簡素で効率的な行政体制の構築】

<b>本庁</b>	全市的な企画立案・調整・統括
<b>区役所</b>	地域のまちづくりを担う総合拠点
地域自治センター(仮称)	身近な窓口サービスの提供



行政区画の編成および区役所位置

● 区役所

#### 【行政区の概要】

##### ○人口、面積

区名(仮称)	人口	面積(km <sup>2</sup> )
A 区	295,312	451.03
B-1 区	138,949	51.24
B-2 区	96,718	160.28
C 区	165,193	127.36
合計	696,172	789.91

人口：平成17年国勢調査

##### ○区役所の位置

区名(仮称)	庁舎(現施設名)
A 区	本庁舎等の一部
B-1 区	RSKメディアコム
B-2 区	西大寺支所
C 区	南福社区内(灘崎支所(暫定))

## (2) 県からの権限移譲

政令指定都市に移行することにより、多くの権限・事務が県から移譲されるとともに、事務の実施に必要となる財源も移譲されることとなります。

平成19年7月に「県市連絡会議」を設置し、移譲される事務やその内容、県市の協力体制などを協議し、その合意事項について、平成19年12月25日に知事と市長との間で、移譲項目数約1,500に及ぶ基本協定を締結しました。

### ▽県から市への移譲事務の概要（主な項目）

#### ①民生・保健衛生分野

児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター	左記の施設について、市が独自に設置します。
児童自立支援施設	児童自立支援施設については、当分の間、県（成徳学校）へ委託します。
単県医療費助成（老人、乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭）	これまで県から一部補助を受けて実施していた左記の助成事業について、移行後3年間の経過措置を経て、市が独自で実施します。

#### ②国土交通分野

都市計画決定	市街化・市街化調整区域（線引き）及び各種都市計画方針の決定等の権限を除き、市が都市計画決定を行います。
国道・県道の管理	市内の指定区間外国道（250号、429号、484号）及びすべての県道の管理を市が行います。
河川の管理	市内を流れる河川のうち、倉安川、永江川、大堀川の3河川を市が管理します。現在この3河川は市が国及び県の補助を受けて整備していますが、移行後は、3年間の経過措置（県補助）を経て、市が国の補助を受けて実施することとなります。
道路事業に係る県債償還金の負担	平成14年度以降に県が市域分の道路事業の財源として発行した県債の償還金について、県へ普通交付税措置される額を除き市が負担します。

#### ③教育分野

教職員の任免、研修等	県が任免していた県費負担教職員（主に小中学校の教職員）は、市が任免します。また、これに伴い、教職員研修についても市が実施します。
------------	------------------------------------------------------------------

#### ④産業・経済分野

中小企業支援	中小企業支援に係る事業環境整備構想を市が独自に策定できるようになります。また、中小企業に対する支援活動を行う中核的支援機関を市が認定できるようになります。
--------	-------------------------------------------------------------------------------

#### ⑤その他の分野

当せん金付証票（宝くじ）	当せん金付証票（宝くじ）を市が発売できるようになります。このため、岡山県と共同で宝くじを発売し、その収益金のうち35.6%が市に配分されることとなります。
特定非営利活動法人（NPO法人）	特定非営利活動法人（NPO法人）の設立の認証等を、県に代わり市が行います。

### (3) 政令指定都市移行による財政への影響

- ・平成18年度の決算等をもとにして、平成21年4月に政令指定都市に移行した場合の収支見込みを推計しました。
- ・平成19年11月30日に県市で確認した政令市移行に伴う歳入・歳出それぞれの影響見込み(①市影響見込額)に
- ・歳入で道路関係事務の移譲等に伴う市債45億円、歳出で人件費12億円と新たに発行する市債の元利償還や行政水準向上分等として63億円を追加(②H21影響見込額)し、
- ・歳入・歳出それぞれ239億円の増加を見込んでいます(影響見込額①+②)。

#### 【歳入】

区 分	①市影響見込額	②H21影響見込額	影響見込額計①+②
国・県支出金	39		39
地方交付税	58		58
地方債	(注1)	45	45
その他	97		97
地方譲与税(地方道路、石油ガス)	9		9
自動車取得税	4		4
軽油引取税	62		62
交通安全対策特別交付金	3		3
宝くじ発売収益金	17		17
その他(道路占用料、雑収入)	2		2
歳入合計	194	45	239

※歳入は県のH18年度決算ベースで算出

(注1):道路に係る市債発行見込額を推計

#### 【歳出】

(単位:億円)

区 分	①市影響見込額	②H21影響見込額	影響見込額計①+②
法令必須事務	139		139
法令任意事務	1		1
県単独事業	10		10
行政区の運営に係る経費	2		2
県債償還負担金(注2)	19		19
県事業負担金	△7		△7
人件費	(注3)	12	12
公債費		(注4)	
地方債元利償還・行政水準向上分等		63	63
歳出合計	164	75	239

※歳出は県のH19年度予算額から岡山市分のH18年度実績割合等に基づいて算出

(注2):県債償還負担金はH18からH20年度の事業見込みに対し県債発行額を試算し、償還時の直近の利率を参考に10年で償還するとして推計

(注3):人件費を12億円として試算

(注4):H21以降、地方債を毎年度45億円発行するとして、その元利償還金を試算

区 分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H31年度	H41年度
公債費	0	1	3	5	7	30	71

#### 【歳入の影響額】

- ・歳入の主な影響額は、政令指定都市移行により措置される財源として、軽油引取税62億円、地方譲与税9億円、宝くじ発売収益金17億円の増、
- ・道路の建設や維持管理等の土木事業や社会福祉事業等、現在県が行っているもののうち、法令等に基づいて政令指定都市が行うこととなる事業の財源として、国・県支出金39億円、地方債45億円の増、
- ・地方交付税は、土木事業や社会福祉事業、及び区役所等に係る経費が中核市に比べ増加することから、58億円の増を見込んでいます。

#### 【歳出の影響額】

- ・歳出の主な影響額は、新たに市が行う事業費として法令必須事務139億円、法令任意事務1億円、県単独事業10億円、平成20年度までに市域の道路整備に伴って発行する県債への償還負担金19億円、権限移譲による事務の増加に伴って必要となる職員の人件費として12億円を試算しています。

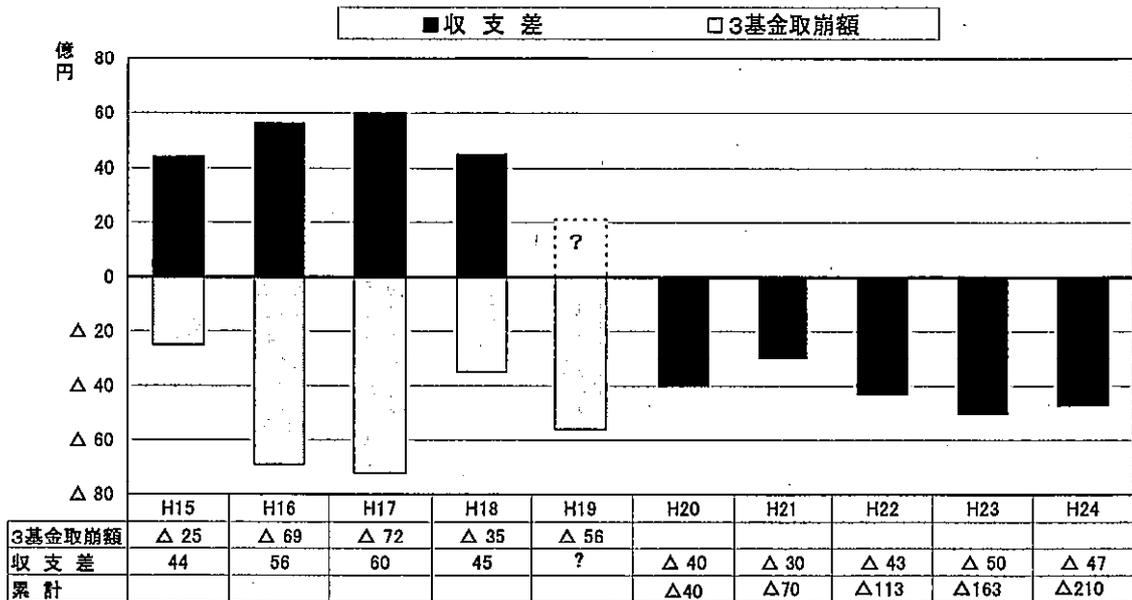
#### 【地方債の償還と行政水準向上分】

- ・歳出のうち63億円は、当面、政令指定都市としての行政水準の向上のための経費として使うことができます。しかし、新たに市で行う事業の財源として発行する地方債45億円に対する償還(借金の返済)が、平成22年度から始まり、平成41年度には単年度で71億円が必要になると見込んでいます。

#### (4) 今後5年間の収支見込み

##### 【収支差は5年間で210億円の不足】

- ・平成20年度の決算見込み等を元にした中核市をベースに
- ・政令指定都市移行に伴う影響見込みを反映し、
- ・今後5年間（平成20～24年度）の市の財政の見通しを試算しました。
- ・試算にあたっては、大規模事業等の重点化、進捗調整等をしないで集計し、また、財源調整のための基金を取崩さないとして見込んだものです。
- ・これによる今後5年間の収支不足は210億円になると見込んでいます。



過去の「岡山市の財政状況」における収支差の経過

(単位：億円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
第6版 (H16)	△32	△115	△112	△97	△69					△425
第7版 (H17)		△33	△128	△102	△75	△63				△401
第8版 (H18)			△45	△59	△51	△52	△30			△237
第9版 (H19)				△59	△72	△49	△33	△18		△231
第10版 (H20)					△40	△30	△43	△50	△47	△210

※H20年度までは中核市、H21年度から政令指定都市として試算

今回の収支見通しは、昨年度作成した見通しに比べて、

- ・歳入で、景気回復による伸びの鈍化により税収の減（△187億円）になる一方、政令指定都市移行により地方交付税の増（268億円）、軽油引取税交付金（254億円）、宝くじ収益金（68億円）を見込んでいます。
- ・歳出で、少子高齢化の進展等の影響により扶助費（147億円）や政令指定都市移行により普通建設事業費（510億円）等が増加するものと見込んでいます。

### 【収支不足解消にむけて】

- ・今後5年間の収支不足は210億円になると見込んでいます。
- ・この収支不足を解消するために、政令市移行後も行政改革に取り組んでいく必要があります。
- ・今後、行政改革に取り組むことにより、単年度15億円の収支改善額を見込んでいますが、これを反映してもさらに収支不足となり、その財源調整のために基金を取り崩さなくてはなりません。

財政収支見込み

(単位：億円)

区	分	H20	H21	H22	H23	H24
歳	入	2,198	2,476	2,476	2,466	2,471
歳	出	2,238	2,506	2,519	2,516	2,518
収	支	△ 40	△ 30	△ 43	△ 50	△ 47
行財政改革効果（収支改善額）			15	30	45	60
行財政改革効果（収支改善額）反映後収支		△ 40	△ 15	△ 13	△ 5	13
財源調整のための基金取崩額		41	16	13	6	0
基金取崩後収支		1	1	0	1	13

### 【今後の行財政運営】

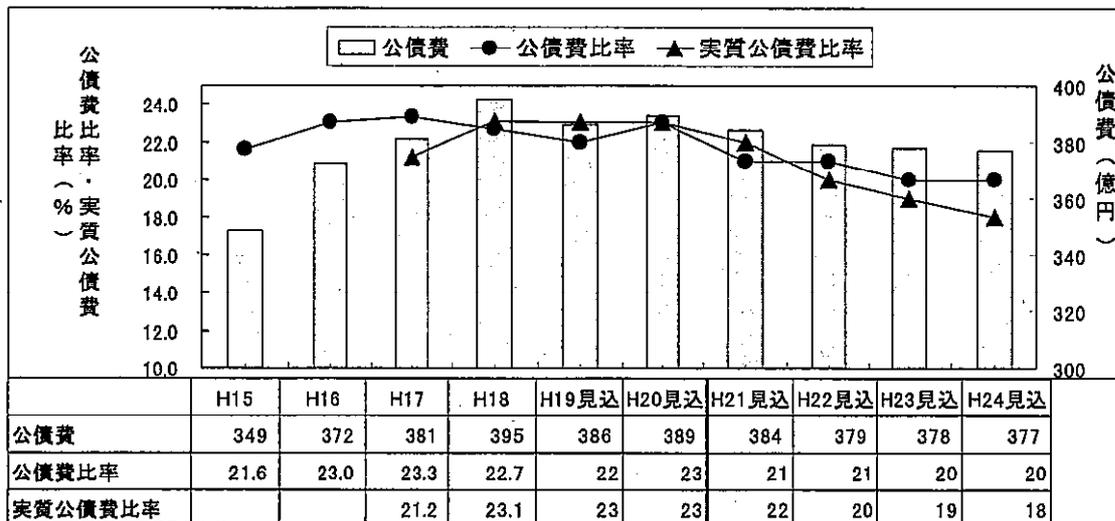
- ・政令指定都市への移行に伴い、県から移譲される権限拡大により、財政規模や財源も拡大し、工夫の余地も広がります。
- ・しかし、経常収支比率や実質公債費比率の財政指標は依然として高い水準であると見込まれ、また、平成21年度以降、毎年45億円の地方債を発行すると、後年度においては、その償還（借金の返済）の公債費が71億円に及ぶことから、
- ・引き続き行財政改革に取り組み、さらに様々な工夫を加えながら、より一層、充実するよう努めてまいります。

(注)なお、この試算では、地方財政をめぐる環境が不透明であるため、現行制度をもとに算出しています。そのため、今後の動向によっては、収支差がさらに拡大する可能性もあります。

## (5) 財政指標は改善傾向も依然厳しい状況

今後5年間の収支見通しと合わせて財政指標を算出すると、公債費比率は昨年の見通しと同様に、平成17年度をピークに改善傾向に転じるものと推計しています。また、平成17年度に新しく導入された実質公債費比率は、平成18年度も中核市で最下位の23.1%ですが、今後は公債費比率と同様に改善すると見込んでいます。

公債費、公債費比率、実質公債費比率の見込み



※H16は減税補てん債の借換え122億円、H18は御津スポーツパークの借換え11億円、  
H19は公的資金の補償金免除などの借換え20億円を除く。  
※H20年度までは中核市、H21年度から政令指定都市として試算

### 【公債費は高水準で推移】

公債費は増加を続けてきましたが、市債残高が総額、通常分ともに減少しており、平成18年度の395億円がピークになると推計しています。しかし、平成16年度と平成18年度の合併による増加や、平成21年春の全国都市緑化フェア開催に向けての整備事業、市民の安全・安心を守る消防施設整備事業等の推進の影響もあって、今後もなお高水準で推移する厳しい状況が続きます。

### 【公債費比率は改善傾向だが警戒ラインの20%を超過】

公債費比率は悪化が続いていましたが、通常債の毎年の新規発行額の抑制等により、平成17年度の23.3%をピークに、その後は改善傾向になると見込んでいます。

### 【実質公債費比率は改善も依然高い水準】

実質公債費比率は平成17年度の21.2%から平成18年度には23.1%に悪化しましたが、その後は改善傾向になり平成24年度には18%程度まで改善すると見込んでいます。これは公債費の減少と、企業会計が公債費を返済することに対する一般会計からの繰出金の減少等によるものです。

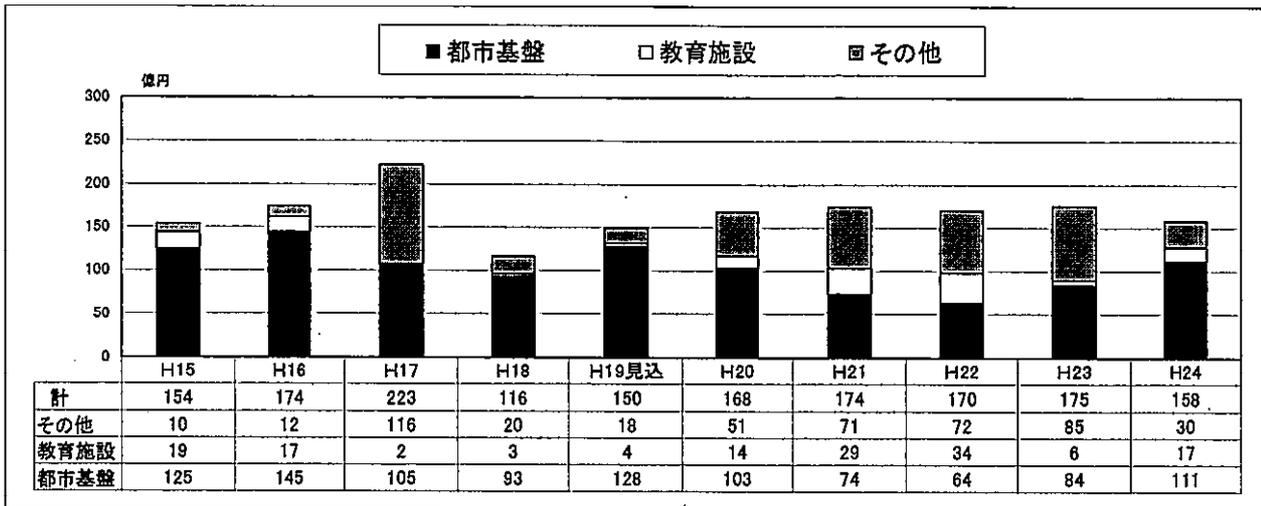
いずれの指標も改善傾向を見込むものの、依然としてその水準は、厳しい状況が続きます。

## (6) 大規模事業の事業費は減少

### 《 新市建設計画事業、新市基本計画事業等を着実に推進 》

#### 【大規模事業費は減少】

- ・岡山市では、多くの大規模な事業を実施あるいは計画中です。
- ・収支見通しの改定に当たって、今後5年間(平成20～24年度)に予測される概ね10億円以上の大規模事業の合計は845億円となり、昨年度見込(平成19～23年度)の894億円と比較して、49億円の減少となりました。



#### 【新市建設計画事業、新市基本計画事業等を着実に推進】

- ・大規模事業費の減少は、平成21年春の全国都市緑化おかやまフェアの主会場に予定されている(仮称)西大寺南ふれあい公園整備事業や岡山駅前周辺整備事業の進捗による事業費の減によるものですが、この他にも合併に伴う新市建設計画事業や新市基本計画事業、並びに、市民の安全・安心を守る消防施設整備等の重点事業が実施あるいは計画されています。
- ・一方で、平成20～24年度の収支見通しは、大幅な財源不足となっており、引き続き、事業の選択と集中を図り、また、平準化や延伸などの進度調整を行うことが必要です。

#### 主な大規模事業

都市基盤	全国都市緑化おかやまフェア開催事業((仮称)西大寺南ふれあい公園整備、体験学習施設整備ほか)、岡山駅交通結節点改善事業、土地区画整理事業(西部第5地区、大供周辺地区ほか)、道路整備事業(岡南線、(仮称)藤田浦安南町線、下中野平井線(旭川工区)ほか)等
教育施設	中高一貫校(後楽館)校舎建設事業、大廻小廻山城跡整備事業等
その他	消防署・出張所の適正配置、国営かんがい排水事業負担金、郡漁港海岸保全施設整備事業等

## 4 市民福祉の向上と持続可能な財政基盤の確立を目指して

### (1) 財政指標は中核市の中できわめて低い水準 ⇒ 財政の健全化は急務

財政指標	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	中核市(37市)中の 順位 (18年度)
標準財政規模(億円)	1,376	1,322	1,353	1,377	1,443	3位
財政力指数(3カ年平均)	0.729	0.722	0.712	0.723	0.737	23位
経常収支比率(%)	88.5	88.4	94.2	94.1	92.4	30位
公債費比率(%)	20.4	21.6	23.0	23.3	22.7	35位
実質公債費比率(%)				21.2	23.1	37位
基金残高(億円)	153	176	165	124	133	—
市債残高(債務負担行為額含む) (億円)	6,900	6,915	7,096	6,990	7,079	—

※財政力指数 1.00に近く、あるいは1.00を超えるほど財政に余裕があるものとされている  
 経常収支比率 80%を超えると財政の弾力性が失われつつあるといわれ、注意を要する  
 公債費比率 一般的に15%超が黄信号、20%超が赤信号といわれる  
 実質公債費比率 18%以上の場合、地方債の発行に都道府県の許可が必要  
 ※基金残高は、財源調整のための基金である財政調整基金、市債調整基金、公共施設等整備基金の合計

#### 【経常収支比率は改善するも・・・】

平成18年度は、「新岡山市行財政改革大綱」に基づいて、さまざまな工夫や節減・増収努力を重ね、改革を推し進めながら行財政運営を行いましたが、依然として厳しい状況にあります。

- ①財政の硬直性を示す経常収支比率は、92.4%と若干改善しましたが、依然として警戒ラインを超えており、中核市37市の中では30番目
- ②実質公債費比率は、新たに公債費類似経費を反映させるなど算定方法が変更され、23.1%と更に上昇し、昨年に引き続き中核市37市の中では最下位
- ③市の年間予算額約2,000億円に対して、貯金である基金残高は、平成19年度末では100億円の見込みであり、さらに平成20年度当初後では63億円となり、平成6年度のピーク時の7分の1にまで減少
- ④借金である市債残高は、平成18年度末で、岡山市全体では6,327億円にもなり、これに債務負担行為に係る752億円を加えると7,079億円にも上る状況
  - ・普通会計での市債残高は、3,232億円で、中核市37市の中では36番目
  - ・債務負担行為額残高は、752億円で、中核市37市の中では36番目
  - ・債務負担行為額残高のうち、土地開発公社の保有額は、413億円で、中核市37市の中では最も保有額が多い

#### 【行財政改革の取組の成果も・・・】

その一方で、平成20年度一般会計当初予算では、市債残高が平成11年度以来9年ぶりに3,000億円を下回る見込みであり、また、平成14年度以降、普通会計ベースでの通常債残高が減少するなど、行財政改革の取組の成果も一部現れてきています。しかし、財政状況が厳しいことには変わりはなく、一層、財政の健全化に向けた動きを速めなければなりません。

#### ⇒ 財政の健全化は急務

- \*政令指定都市を目指す本市にとっては、住みやすく活力のあるまちづくりや市民福祉の向上を図ることは重要
- \*そのためにも、また、さらなる発展のためにも、財政基盤の確立、財政の健全化は、避けては通れない最優先の課題

## (2) 新岡山市行財政改革大綱（長期計画編）の長期目標値

※新岡山市行財政改革大綱（長期計画編）において長期的な目標を定めています。

### 【経常収支比率】

- ・弾力性の高い財政構造の構築に向けて、その弾力性を示す経常収支比率については、中核市の下位から長期的には中位程度となることを目指す。

### 【実質公債費比率】

- ・「収入のうち、実質的に、どのくらいの割合を借金返済に充てているか」の割合を示す実質公債費比率については、H22年度には18%程度、H27年度には15%程度を目指す。

### 【人件費比率】

- ・歳出に占める人件費の割合を示す人件費比率については、職員数の削減、年功序列的な給与上昇の抑制や勤務実績を反映した昇給制度の導入等により、人件費総額の抑制を図り、H22年度には19%台、H27年度には18%台を目指す。

## (3) 財政経営の基本

※都市ビジョンに基づくまちづくりの推進と行財政改革という2つの柱に沿って、財政の健全化にも取り組み、その成果を活用しながら、政令指定都市への飛躍と政令指定都市にふさわしい、夢のある活力あるまちを目指して、財政運営を行っていくことが基本

- ①都市ビジョンに基づく事業の選択と集中（重点化）
- ②行財政改革は、最終的な目標である市民サービス・福祉の向上を図るための手段にすぎず、生み出した財源を活用し、活力あるまちづくりに活かすことが必要
- ③保険医療費特別会計への繰出金や生活保護費、乳幼児医療費をはじめとする扶助費等、今後も増加が見込まれる経費を確保するためにも、人件費、公債費や投資的経費を含めた歳出全般の見直しが必要
- ④政令指定都市移行に伴い移譲される権限と財源のメリットを有効かつ安定的に活用しつつ、政令指定都市にふさわしいまちづくりを推進

## (4) 持続可能な財政運営、財政の健全化へ向けての取り組み

※国と地方の財政構造の変革、交付税の動向、金利水準の上昇等、今後の財政運営へのリスク要因を踏まえ、社会経済情勢の変化等に、柔軟かつ充分に対応できる足腰の強化（持続可能な財政基盤の確立）を最優先課題にせざるを得ない状況にあり、財政の健全化へ向けての動きを加速

- そのため、選択と集中、費用対効果、事業の必要性と優先度からの重点化、効率・効果的な配分、有利な財源の活用、収入の確保、市債発行の抑制、事務事業の見直し、人件費総額の抑制等あらゆる方策を講じ、メリハリを効かせた財政運営に努め、健全化を図るとともに、市民サービスの改善と市民福祉の向上に努力

## 【基本的な視点、考え方】

- ①都市ビジョンに基づく事業の選択と集中（重点化）
- ②新市建設計画、新市基本計画に基づく事業の着実な推進
  - ・合併効果の発現と合併に伴う財政支援措置の有効活用
- ③新岡山市行財政改革大綱に基づく、行財政改革の着実な推進
  - ・行政サービス棚卸し、経常的経費等の見直しによる節減や人件費の抑制等の成果を予算へ反映
    - 各部署での自発的な節減額については、その範囲内で新規・重点事業等の財源として要求できることとし、柔軟性、機動性を確保
- ④収入の確保、増収に向けて
  - ・税収入、各種料金徴収の一元化等による収入の確保、徴収努力
  - ・使用料・手数料等について、適正・公平な受益者負担の観点からの見直し
  - ・資源の有効活用と収入確保
    - 未利用地の有効活用（貸付、売り払い）、広告収入の確保、
    - 公民館等の既存施設や市有財産を活用した施策の推進等

## 【財政の健全化へ向けての取り組み】

- ①基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字を基本（H10年度以降黒字継続）
- ②マイナスシーリングによる、要求段階からの自発的な見直し、一層の工夫
- ③全額交付税算入される市債を除いた通常債の毎年度の発行額の抑制
- ④平成19年度から3年間、一定の条件の下で認められる財政融資資金等公的資金の「補償金なし」での繰上償還（借換え）制度の活用による公債費負担の軽減
- ⑤市が発行する市債のうち、民間からの資金調達工夫
  - ・見積もり合わせによる低利調達の継続
  - ・超長期債の導入による償還額の平準化
    - 平成18年度以降許可の臨時財政対策債及び下水道事業の資本費平準化債の償還期間を、交付税算入期間に合わせて、10年から20年に変更
  - ・市場公募債の導入検討
- ⑥下水道整備の効率化、受益者負担の適正化
  - ・効率的・効果的整備の促進及び受益者負担の適正化、徴収率の向上
  - ・交付税算入される資本費平準化債の活用と償還額の平準化
- ⑦債務負担行為残高の削減
  - ・土地開発公社保有土地の圧縮と借入金利の低減への工夫
    - 土地開発公社からの買い戻し時における負担の軽減
  - ・土地改良事業に係る債務負担行為残高の低減
    - 受益者負担の原則に基づく新規土地改良事業の厳選による債務負担行為設定額の抑制
    - 土地改良事業交付金の縮減

政令指定都市におけるR7年度審議会開催状況

R7.12.1時点

都市名	改定時期 (予定)	市長給料月額の変定方針	給料月額 改定率	備考
1 仙台市	R8.4	市長級職員の20年間の増額分に合わせて 1,310,000円→1,340,000円(30,000円引上げ)	+2.3%	副市長1,020,000円→1,040,000円(20,000円引上げ) ※H17年度以来の開催
2 さいたま市	-	据え置き 1,229,000円	-	
3 新潟市	R8.4	民間の賃金水準引上げ、国や他自治体の特別職職員の改定状況、一般職職員の改定状況などを総合的に勘案 1,174,000円→1,200,000円(26,000円引上げ)	+2.2%	副市長948,000円→970,000円(22,000円引上げ) 教養長822,000円→840,000円(18,000円引上げ) 常勤監査778,000円→795,000円(17,000円引上げ)
4 静岡市	-	-	-	R7.11～開催中 ※H18年度以来の開催
5 浜松市	R7.12	部長級職員の給料水準がH19年度を上回ったことから 1,277,000円→1,306,000円(29,000円引上げ)	+2.3%	副市長928,000円→949,000円(21,000円引上げ) 教養長766,000円→783,000円(17,000円引上げ) 常勤監査655,000円→670,000円(15,000円引上げ)
6 福岡市	-	-	-	R7.12開催予定

平成4年3月18日

岡山市長 安宅敬祐様

岡山市特別職報酬等審議会

会長 浅田昭治

岡山市特別職職員の報酬等の額について（答申）

平成4年2月20日付けをもって諮問のありました標記のことについて、本審議会は公正かつ慎重に審議を行い、全委員一致をもって次のとおり結論を得ましたので答申します。

市当局においては、この答申を尊重され、速やかに適切な措置をとられるよう要望します。

答 申

- 1 市長、助役及び収入役の給料の額並びに議会の議員の報酬の額は、下記のとおり改定することが適当と考えます。

市 長	月 額	1, 1 6 0, 0 0 0 円
助 役	月 額	9 4 0, 0 0 0 円
収 入 役	月 額	8 1 0, 0 0 0 円
議 長	月 額	7 8 0, 0 0 0 円
副 議 長	月 額	7 1 0, 0 0 0 円
議 員	月 額	6 6 0, 0 0 0 円

- 2 改定の時期

平成4年4月1日

この答申にあたり、本審議会は、特別職職員各位が、今後一層市民の期待と信頼にこたえて市政の発展、市民福祉の向上等のため、格段の努力をされんことを希望するものであります。

## (答申の際の附帯意見)

今回の本市における特別職の職員の報酬等の据え置き期間は3年でありま  
すが、今後は、一般職職員の給与改定状況や岡山県、類似都市等の特別職の  
改定状況を見ながら、当審議会を概ね2年ごとに開催し、審議することが望  
ましい。

本審議会は、本市の特別職の職員の報酬等の額について、公正かつ慎重に審議（２月２０日、２月２９日、３月８日の３回）を重ねた結果、全委員が一致して答申に示した結論に達した。

1 改定の必要性

(1) 中四国の拠点都市として、市勢の飛躍的發展と市民福祉の向上を推進すべき重責を担う市長等特別職職員の給料等の額については、その責任に見合う適正な額であるべきであること。

(2) 現行の特別職職員の報酬等の額は、平成元年４月１日に改定されたもので、以来３年を経過していること。

(3) その間、一般職職員の給与は一定の改定が行われており、特別職職員との間の給与体系上のバランスを考慮する必要があること。

(4) 岡山県、類似都市及び近隣都市等においても、既に報酬等の額が改定され、あるいは改定が予定されていること等を考慮する必要があること。

2 市長、助役及び収入役の給料の額について

(1) 市長等三役は、いうまでもなく市政執行の最高責任者である。しかも、近年の目まぐるしい社会経済情勢の変動は、行政需要の多様化、高度化をもたらし、その職務は従来にも増して高度な行政能力が要求されていること。

(2) 三役の勤務形態は、常勤の職員であり、一般職職員と同様に生活給的地からも検討する必要があること。

一般職職員については、前回の特別職職員の報酬等の額の改定以降も、毎年定期昇給及び一定の給与改定が行われていること。

(3) 岡山県、類似都市及び近隣都市等の給料額との均衡も考慮すべきであること。

3 議長、副議長及び議員の報酬の額について

(1) 今日の地方行政に対する市民の要望は多種多様にわたっており、市民を代表する議員活動への期待はますます高まっている。このため議員活動は拡大化されていく一方で専門化され、その職務遂行に費やす日時も年々増加していること。

(2) 本市の議決機関として60万市民を代表し、市政の両輪の一翼を担う最もの高の責務を考えるとき、その報酬は社会的地位にふさわしいものでなければならぬこと。

(3) 岡山県、類似都市及び近隣都市等における改定の動向をも考慮する必要があること。

以上の要因を市長等三役及び議会の議員について総合的に勘案し、更に特別職職員各相互間の額について一定の較差の保持にも配慮しながら改定額を決定したものである。

平成 8 年 3 月 5 日

岡山市長 安 宅 敬 祐 様

岡山市特別職報酬等審議会

会 長 赤 井 克 己

岡山市特別職職員の報酬等の額について（答申）

平成 8 年 1 月 3 0 日付けをもって諮問のありました標記のことについて、本審議会は公正かつ慎重に審議を行い、全委員一致で次のとおり結論を得たので答申します。

市当局においては、この答申を尊重され、速やかに適切な措置をとられるよう要望します。

答 申

- 1 市長、助役及び収入役の給料の額並びに議会の議員の報酬の額は、下記のとおり改定することが適当である。

市 長	月 額	1, 2 4 0, 0 0 0 円
助 役	月 額	9 9 0, 0 0 0 円
収 入 役	月 額	8 6 0, 0 0 0 円
議 長	月 額	8 5 0, 0 0 0 円
副 議 長	月 額	7 7 0, 0 0 0 円
議 員	月 額	7 1 0, 0 0 0 円

- 2 改定の時期

平成8年4月1日

## (答申の際の附帯意見)

- 1 今回の本市における特別職の職員の報酬等の据置期間は、ほぼ4年ではありますが、  
 今後は、一般職職員の給与改定状況や岡山県、類似都市等の特別職の改定状況を見  
 ながら、当審議会を概ね2年ごとに開催し、審議することが望ましい。
- 2 平成4年の地方自治法改正施行により監査委員の監査対象が拡大され、権限が強  
 化されたことに伴い、常勤の監査委員の給料月額について、その責任に相応する額  
 に改善されるよう希望する。

# 答申書

特別職の報酬等について

岡山市総合政策審議会 総務・社会部会

平成20年8月

平成20年8月13日

岡山市長 高谷 茂男 様

岡山市総合政策審議会 総務・社会部会  
部会長 井上 甫之

特別職の報酬等について（答申）

平成20年7月10日付けをもって諮問のありました標記のことについて、本審議会総務・社会部会は公正かつ慎重に審議を行い、全委員一致で次のとおり結論を得たので答申します。

市当局においては、この答申を尊重され、速やかに適切な措置をとられるよう要望します。

## (答 申)

- 1 議員の報酬，期末手当については下記のとおり改定することが適当である。

議	長	報	酬	800,000円	
副	議	長	報	酬	730,000円
議	員	報	酬	670,000円	

期末手当支給月数 4. 45月（変更なし）

- 2 市長，副市長，代表監査委員の給料，期末手当，勤勉手当については，次のとおり改定することが適当である。

市	長	給	料	1,160,000円	
副	市	長	給	料	920,000円
代表監査委員	給	料	596,900円		

市長，副市長，代表監査委員の期末手当支給月数 4. 45月  
（勤勉手当を廃止し期末手当に一本化）

- 3 市長，副市長の退職手当については，次のとおり改定することが適当である。

市	長	支給率	55%	
副	市	長	支給率	30%

- 4 改定の時期

平成21年4月1日（ただし，2の期末手当については平成20年12月1日）

## (答申の際の付帯意見)

今回の本市における特別職の報酬等の据え置き期間は12年と長期間にわたるものでありますが、今後は、一般職の職員の給与改定の状況、県をはじめ類似都市の改定状況、民間の状況等を見ながら、おおむね2～4年毎には審議する事が望ましい。

# 岡山市人事委員会勧告の状況

	月例給			特別給(期末・勤勉手当)		その他
	較差(単位:円)	率	改定	支給月数	対前年比	
H21	△ 4,972	△1.23%	引下げ	4.15	△ 0.35	
H22	368	0.09%	改定なし	3.95	△ 0.20	・ 民間給与との較差を考慮しつつ、職務給の原則を踏まえ た適切な給与制度に向けた見直しを図ることを要請
H23	△ 519	△0.13%	引下げ	3.95	-	
H24	△ 367	△0.09%	引下げ	3.95	-	
H25	78	0.02%	改定なし	3.95	-	・ 住居手当(自宅)の廃止
H26	1,332	0.33%	引上げ	4.10	0.15	
H27	914	0.23%	引上げ	4.20	0.10	・ 給与制度の総合的見直しの実施(R28.4) ・ H18年の給与構造改革における経過措置の廃止
H28	195	0.05%	改定なし	4.30	0.10	
H29	439	0.11%	引上げ	4.40	0.10	・ 扶養手当の改定
H30	345	0.09%	引上げ	4.45	0.05	
R元	36	0.01%	改定なし	4.50	0.05	
R 2	△ 176	△0.04%	改定なし	4.45	△ 0.05	
R 3	△ 165	△0.04%	改定なし	4.30	△ 0.15	
R 4	791	0.20%	引上げ	4.40	0.10	
R 5	3,659	0.94%	引上げ	4.50	0.10	
R 6	10,641	2.71%	引上げ	4.60	0.10	・ 扶養手当の改定
R 7	11,560	2.89%	引上げ	4.65	0.05	・ 職務、職責を重視した給料表への見直し ・ 地域手当の改定(R8.4:3%→4%)

# Q&A

## Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととしていきます。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

## Q2 常勤の教育長が教育委員会協議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらなのですか？

今回の改正においては、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されることとされます。

## Q3 新制度では、いしめによる自殺事案等にもどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会協議の招集が可能になります。さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

## Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを期待されています。なお、会議において調整がつかない事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

## Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？また、大綱には、首長の権限に関わる事項についてのみ記載されるのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみでの権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がつかない事項については尊重義務が生じます。

## Q6 大綱は、毎年策定されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。  
法律詳細：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm)

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年  
4月1日  
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

### POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

### POINT③ 総合教育会議

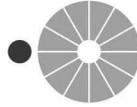
すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

### POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

### POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定



# 文部科学省

# 教育委員会制度、こう変わる



## 教育委員会の改革

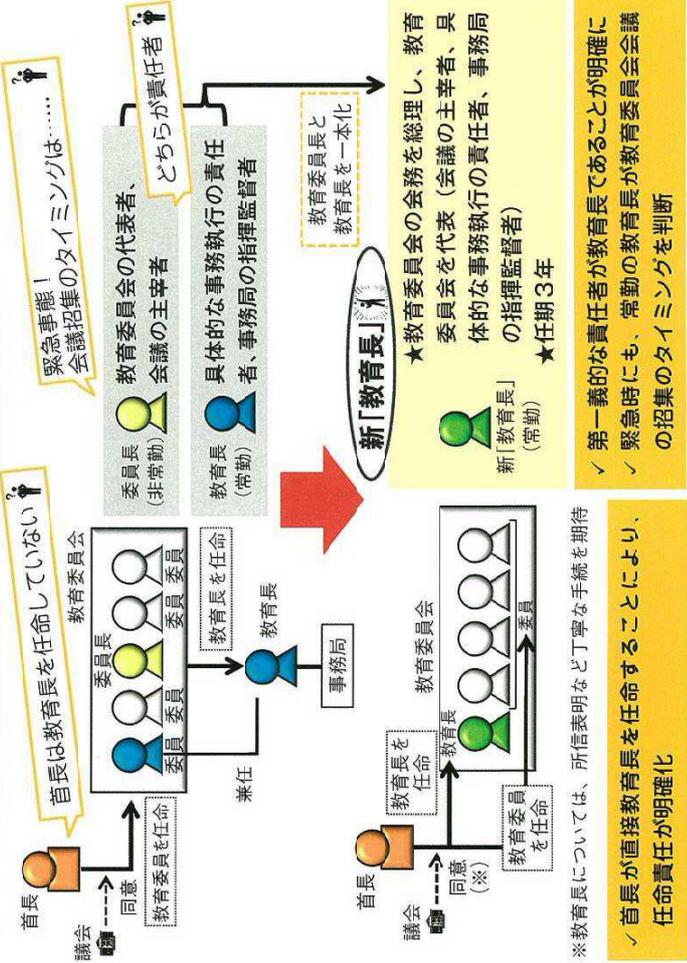
- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

## これまでの教育委員会の課題

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

- ◆ 政治的中立性の確保
- ◆ 教育委員会は、引き継ぎ、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整を行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

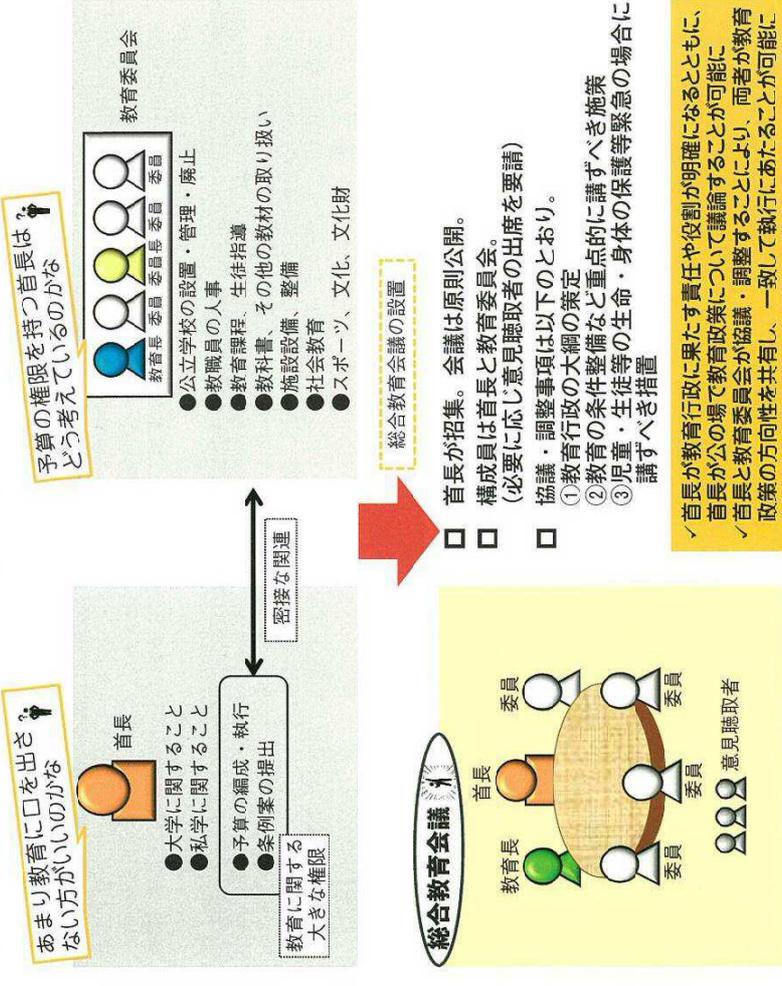
## POINT① 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



## POINT② 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
  - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
  - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

## POINT③ すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



## POINT④ 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

# 県費負担教職員の給与負担等の移譲について

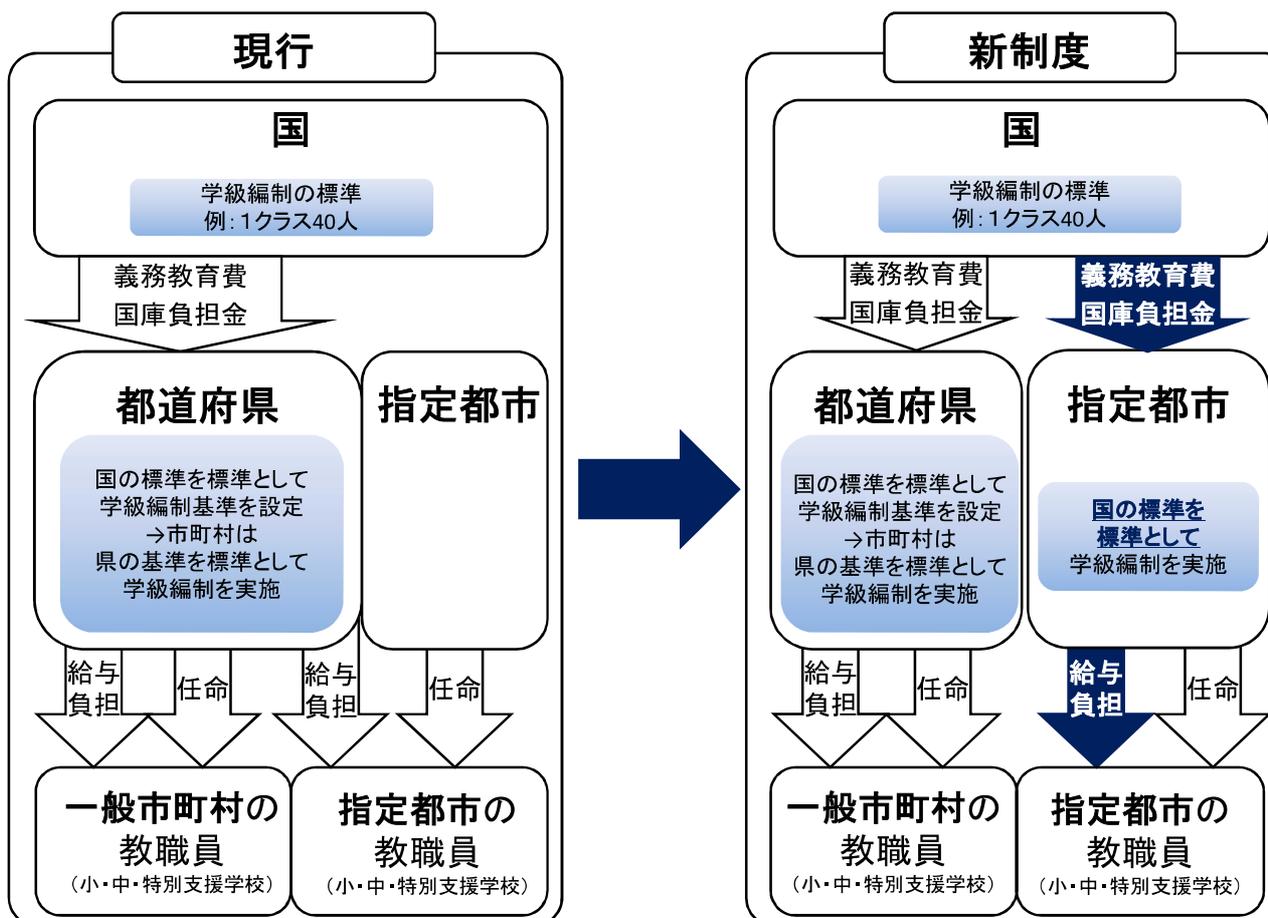
## 背景

- 現行制度では、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有しているが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。
- このため、指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

## 移譲の決定(閣議決定等)

- 給与負担の移譲に当たっては道府県から指定都市への財源移譲が必要となることから、関係道府県と指定都市間で財源移譲のあり方について協議を実施、平成25年11月に税源移譲の方策について両者が合意
- 「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年12月13日中央教育審議会答申)、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を受け、関係法案を提出し、平成26年通常国会で成立(平成26年法律第51号)。

## 権限移譲のイメージ



## 今後のスケジュール

- 平成29年4月1日:新制度へ移行。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）【抜粋】

（給料、手当及び旅費）

第 204 条

- （1） 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。
- （2） 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- （3） 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○市長，副市長等の給与に関する条例

昭和26年3月1日

市条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により，市長，副市長及び常勤の監査委員の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 市長，副市長及び常勤の監査委員に対しては，給料，扶養手当，地域手当及び期末手当を支給する。

(給料月額及び支給方法)

第3条 給与のうち，給料月額は別表のとおりとし，扶養手当及び地域手当の額並びにこれらの支給方法等については，岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号。以下「給与条例」という。）別表第1行政職給料表の8級に属する職員の例による。

2 期末手当は，6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に支給する。基準日前1箇月以内に任期が満了し，退職し，失職し，解職され，又は死亡した者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

3 期末手当の額は，それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては，任期満了，退職，失職，解職又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額に100分の230を乗じて得た額に，基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

4 期末手当の支給方法については、この条例で定めるもののほか、給与条例別表第1行政職給料表の8級に属する職員の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当の特例)

2 第3条の規定にかかわらず、市長に対して昭和50年12月に支給する期末手当の額は、基準日現在に受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に100分の150を乗じて得た額とする。

(給料月額の特例)

3 昭和51年9月に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額に市長にあつては100分の90を、助役にあつては100分の95を乗じて得た額とする。この場合において、調整手当の額を計算する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

(給料月額の特例)

4 昭和56年12月に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額に市長にあつては100分の90を、助役にあつては100分の95を乗じて得た額とする。この場合において、調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を計算する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

(給料月額の特例)

5 昭和59年7月から9月までに支給する市長に対する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、調整手当の額を計算する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

(給料月額の特例)

6 昭和61年12月に支給する市長に対する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を計算する場合における給料月額は、別表に規定

する額とする。

(給料月額の特例)

7 平成4年6月に支給する市長に対する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を計算する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

(給料月額の特例)

8 平成7年1月に支給する市長に対する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、調整手当の額を計算する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

(期末手当に関する特例措置)

9 平成10年3月に支給する期末手当に関する第3条の規定の適用については、同条の規定によりその例によることとされる岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成9年市条例第74号)第1条による改正後の岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)第18条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

(給料月額の特例)

10 平成11年7月及び8月に支給する市長に対する給料月額並びに平成11年7月に支給する助役に対する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、調整手当の額を計算する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

(給料月額の特例)

11 平成12年10月及び11月に支給する市長及び先順位で市長の職務代理者となる助役に対する給料月額並びに平成12年10月に支給するその他の助役及び収入役に対する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、調整手当の額を計算する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

(給料月額の特例)

1 2 平成17年1月及び2月に支給する市長，先順位で市長の職務代理者となる助役及び収入役に対する給料月額並びに平成17年1月に支給するその他の助役に対する給料月額は，第3条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において，調整手当の額を計算する場合における給料月額は，別表に規定する額とする。

(勤勉手当に関する特例措置)

1 3 平成19年12月に支給する勤勉手当に関する第3条の規定の適用については，同条の規定によりその例によることとされる岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年市条例第75号）第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例第19条第2項第1号中「100分の77.5」とあるのは，「100分の72.5」とする。

(期末手当に関する特例措置)

1 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第3項の規定の適用については，同項中「100分の212.5」とあるのは，「100分の192.5」とする。

(給料月額の特例)

1 5 第3条第1項の規定にかかわらず，平成21年8月及び9月に市長に対して支給する給料月額は，907,600円とし，同年8月から11月までに副市長に対して支給する給料月額は，850,000円とし，同年8月に常勤の監査委員に対して支給する給料月額は，578,500円とする。

(期末手当に関する特例)

1 6 平成21年12月に副市長に対して支給する期末手当の額は，第3条第3項の規定にかかわらず，同項の規定により得た額から166,551円を減じた額とする。

(給料月額の特例)

1 7 平成23年1月に支給する市長及び先順位で市長の職務代理者となる副市長に対する給料月額は，第3条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において，地域手当の額を計算する場合における給料月額は，別表に規定する額とする。

(期末手当に関する特例措置)

18 平成23年12月に支給する期末手当の支給については、第3条の規定によりその例によることとされる岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年市条例第78号）附則第2項の規定は適用しない。

（給料月額の特例）

19 平成24年4月及び5月に支給する市長に対する給料月額並びに平成24年4月に支給する副市長及び常勤の監査委員に対する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、地域手当の額を計算する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

（期末手当に関する特例措置）

20 平成24年12月に支給する期末手当の支給については、第3条の規定によりその例によることとされる岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年市条例第63号）附則第2項の規定は適用しない。

（期末手当に関する特例措置）

21 令和2年6月に市長に対して支給する期末手当に関する第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは、「100分の205」とする。

別表（第3条関係）

区分	給料月額
市長	1,160,000円
副市長	920,000円
常勤の監査委員	596,900円

○岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例

昭和27年11月29日

市条例第56号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、岡山市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(給料)

第2条 教育長の給料月額は、596,900円とする。

2 前項の給料の支給方法については、岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(諸手当)

第3条 扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当の額並びにその支給方法については、給与条例別表第1行政職給料表の8級に属する職員の例による。

2 管理職手当の額は、149,200円とし、その支給方法は、前項の規定による。

3 期末手当の額及び支給方法は、市長、副市長等の給与に関する条例（昭和26年市条例第11号）の例による。

(旅費)

第4条 教育長に対して支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、その額は、岡山市職員等の旅費等に関する条例（昭和36年市条例第9号）の規定に基づき、市長、副市長、常勤の監査委員、水道事業管理者及び市場事業管理者が支給を受けるこれらの額に相当する額とする。

2 前項の規定による旅費の支給方法は、岡山市職員等の旅費等に関する条例の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。但し、11

月分の給料額は、第2条の規定にかかわらず33,200円とする。

(期末手当に関する特例措置)

- 2 平成10年3月に支給する期末手当に関する第3条第1項の規定の適用については、同条の規定によりその例によることとされる岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成9年市条例第74号)第1条による改正後の岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)第18条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

(勤勉手当に関する特例措置)

- 3 平成19年12月に支給する勤勉手当に関する第3条第1項の規定の適用については、同条の規定によりその例によることとされる岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成19年市条例第75号)第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例第19条第2項第1号中「100分の77.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。

(期末手当に関する特例措置)

- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第3項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる市長、副市長等の給与に関する条例第3条第3項中「100分の212.5」とあるのは、「100分の192.5」とする。

(給料月額の特例)

- 5 平成21年8月から11月までに支給する給料月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、578,500円とする。

(期末手当に関する特例)

- 6 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額から43,778円を減じた額とする。

(給料月額の特例)

- 7 平成24年4月に支給する給料月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、地域手当の額を計算する場合における給料月額は、同項に規定する額とする。

○特別職の職員の退職手当に関する条例

昭和58年12月17日

市条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、常勤の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この条例の規定は、次に掲げる特別職の職員に適用する。

- (1) 市長
- (2) 副市長

(退職手当の支給)

第3条 この条例の規定による退職手当は、特別職の職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 100分の55
- (2) 副市長 100分の30

2 前項の退職手当は、その任期ごとに支給する。

3 第1項の在職月数の計算は、一般職とは通算しないものとし、特別職の職員となつた日の属する月から任期満了その他の事由により退職し、又は死亡した日の属する月までの月数による。ただし、その数が48を超えるときは、48とする。

4 同一の月が異種の特別職の職員としての在職月となるときは、その月を有利な一方の在職月数に算入するものとする。

(国家公務員から引き続き副市長に選任された者に係る退職手当の特例)

第5条 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項

に規定する者をいう。以下同じ。)を退職した者で当該退職の日又はその翌日に第2条第2号に掲げる副市長に選任されたもの(以後引き続いて副市長に選任された場合を含む。)については、その者の同法に規定する国家公務員としての勤続期間は、副市長としての勤続期間に通算する。

2 前項に規定する者の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 副市長に選任された日の属する月から退職した日(副市長から引き続き副市長に選任された場合は、副市長としての最終の退職の日)の属する月までの月数及びその者の副市長としての最終の給料月額(当該給料月額に改定があつた場合には、副市長としての最終の退職の日における改定後の給料月額)を基礎として、第4条第1項の規定により計算した額

(2) 副市長に選任される直前の国家公務員を退職した日に受けていた俸給月額(当該俸給月額に改定があつた場合には、副市長としての最終の退職の日における改定後の俸給月額)に相当する額及び前項の規定により副市長としての勤続期間に通算される国家公務員としての勤続期間を基礎として、岡山市職員退職手当支給条例(昭和61年市条例第52号。以下「職員退職手当支給条例」という。)の規定により計算した額

3 第1項に規定する者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び副市長に選任されたときは、引き続き在職したものとみなし、第3条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

4 第1項に規定する者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び国家公務員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(退職手当の支給制限等)

第6条 第3条に規定する遺族の範囲及び順位並びに退職手当の支給制限、支払の差止め、返納及び相続人からの納付については、職員退職手当支給条例第2条の2及び第11条から第18条までの規定の例による。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、退職手当の支給に関しては、職員退職手当支給条

例の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例施行の際、現に在職する特別職の職員に係る退職手当の支給から適用し、この条例施行前における当該特別職の職員としての在職月数は、第4条の規定による在職月数に通算する。